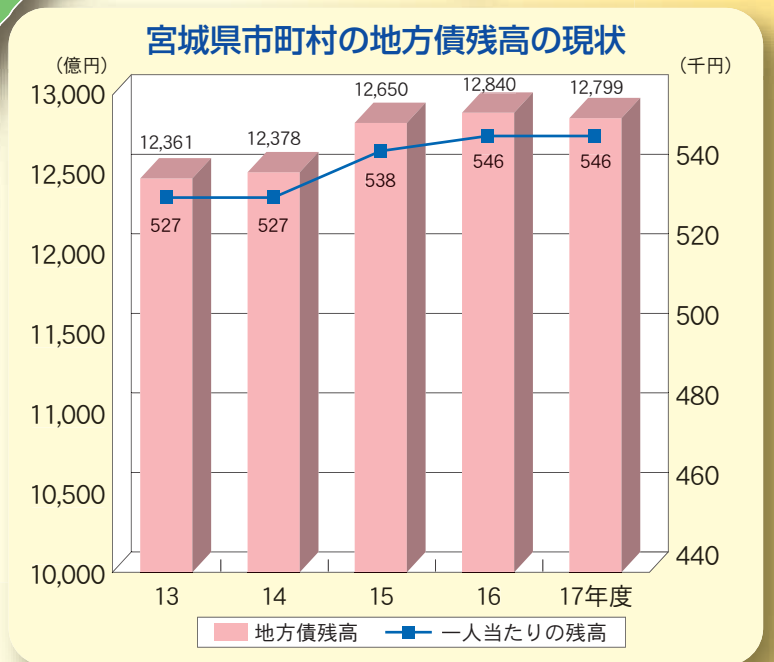
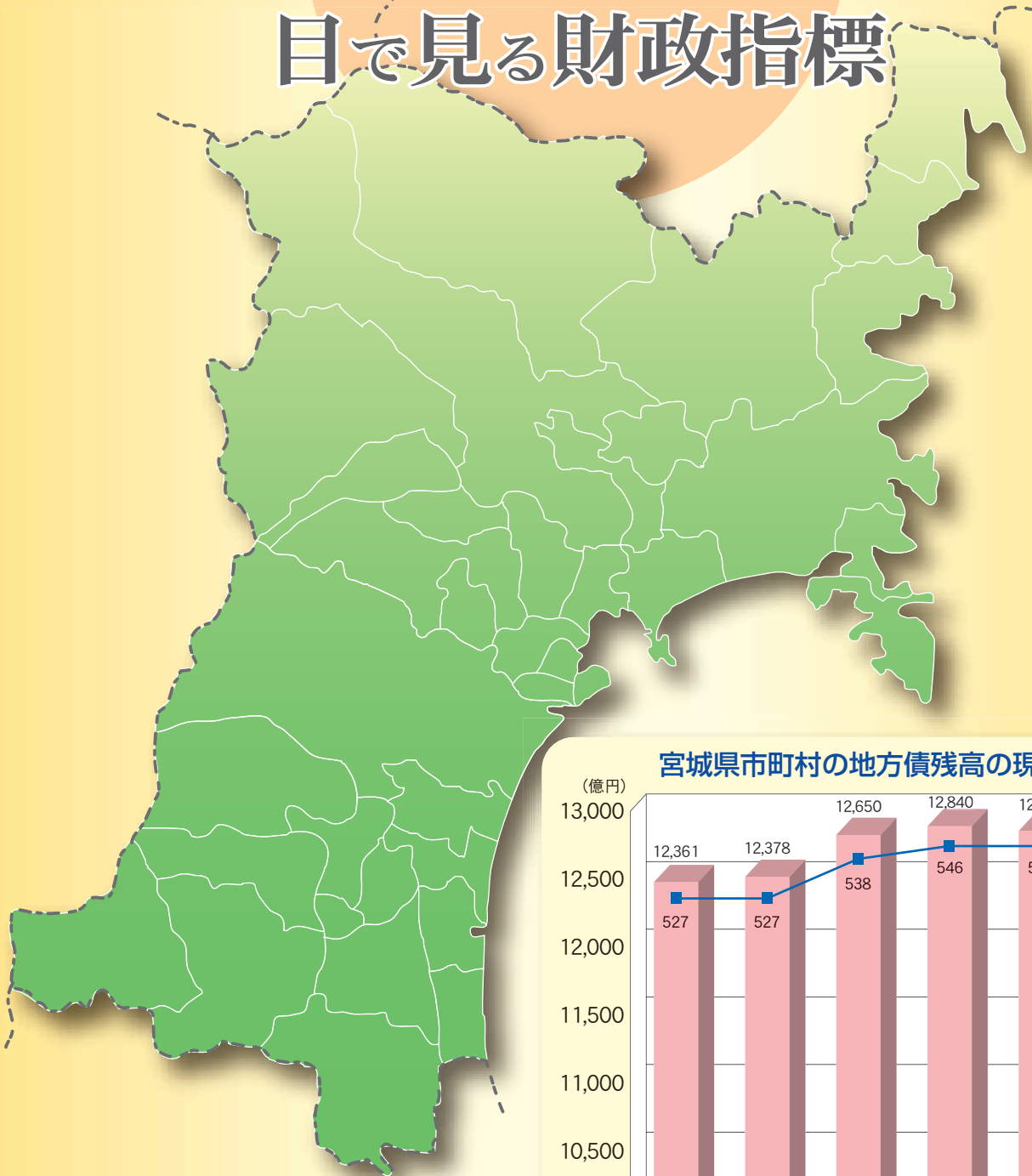


平成17年度決算

市町村財政の現況

目で見る財政指標



平成19年3月
宮城県総務部市町村課

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/zaisi/menu/menu.html>

※ホームページからご覧いただけます。

も く じ

◆はじめに	1
◆市町村別普通会計決算収支の状況	2
第1章 市町村財政の推移と現状分析	
第1部 普通会計	3
1 決算の状況	3
(1) 決算の概要	3
(2) 決算収支と経常収支比率	4
2 歳入	5
(1) 歳入構造	5
(2) 自主財源と依存財源	6
(3) 市町村税の構成	7
(4) 地方交付税の概要	9
3 歳出	11
(1) 歳出構造	11
(2) 経費別決算額の推移	12
4 財政構造	14
(1) 経常収支比率の状況	14
(2) 起債制限比率の状況	15
(3) 実質公債費比率の状況	16
(4) 財政力指数の状況	17
(5) 将来にわたる財政負担の推移	18
5 年度間の財源調整	19
(1) 基金の状況	19
(2) 積立金現在高比率	20
第2部 公営企業	21
第2章 市町村ごとの財政指標	25
第3章 新しい地方財政再生制度	30
◆財政運営のチェックポイント	33

はじめに

あなたをご存じですか？あなたのまちの財政運営が健全かどうかを、また、近い将来、財政破綻に陥るおそれがないかどうかを。

昨年3月に、紆余曲折を経て見事1市6町の大規模合併を成就したものの、歳入が見込みを大幅に下回ったことなどにより当初の新市建設計画の実施が困難となった大崎市においては、具体的な試算値に基づき平成22年度に破綻するおそれがあることなどをわかりやすく示す5カ年の短期財政見通しを作成しました。11月には、こうした財政状況についてわたしたち住民の理解を得るべく市内9箇所において市長が陣頭に立って住民説明会を開催するなど、今なおわたしたち住民や市職員等が危機感を共有し一丸となって財政健全化に向けた必死の努力を続けています。

柴田町においても、平成23年度には破綻するおそれがあることなどを示す10カ年の財政推計を作成し、昨年10月から11月にかけて町内13箇所において町長自らも同席し町民懇談会を開催しました。ここでのわたしたち住民の評価を踏まえ、12月に提出した町職員給与の削減、補助金の廃止・削減、住民負担の引上げ等を盛り込む関連条例案が、町議会において可決・成立し、財政健全化に向けて大きな一歩を踏み出したところです。

このように、まちの財政運営についてわたしたち住民一人ひとりが自らの問題として真剣に考え始めました。もはや国や県をあてにすることはできません。わたしたちは、市町村職員と力を合わせて、まちの財政状況を正確に把握しそれをもとにまちの将来を自ら考え自ら創る使命を帯びているのです。

本書は、平成17年度までの県内市町村の決算の状況を、平易な説明や用語解説により、わかりやすく取りまとめたものです。本書を、あなたのまちの財政の実態を把握するとともに明日のまちづくりを考える一助としていただければ幸いです。

平成19年3月

宮城県総務部市町村課長 荒竹宏之

市町村別普通会計決算収支の状況

平成17年度

(単位：百万円)

市町村名	歳入総額	歳出総額	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
仙台市	403,421	395,464	7,958	403	-149	-1,377
石巻市	69,204	68,509	695	548	548	2,371
塩竈市	19,793	19,512	281	230	73	-250
気仙沼市	23,334	22,977	357	357	357	-515
白石市	14,825	14,292	533	369	36	712
名取市	21,759	21,323	436	390	178	-44
角田市	11,394	10,920	474	443	-71	-64
多賀城市	17,752	17,442	310	91	-242	-241
岩沼市	12,102	11,817	285	278	-28	-102
登米市	40,014	39,116	898	633	633	831
栗原市	44,163	43,138	1,025	580	580	113
東松島市	15,784	15,428	356	144	144	44
大崎市	57,097	56,054	1,043	680	680	-1,483
市計	750,641	735,991	14,650	5,146	2,739	-7
蔵王町	5,415	5,262	154	134	-18	-172
七ヶ宿町	2,277	2,188	89	45	-5	-4
大河原町	7,232	7,073	158	148	20	-139
村田町	5,224	5,065	158	97	-48	-113
柴田町	10,899	10,817	82	66	-3	-278
川崎町	4,958	4,695	263	250	47	-127
丸森町	7,267	6,986	281	208	-30	-77
亘理町	9,874	9,610	263	224	-87	-366
山元町	5,490	5,232	259	159	-104	-283
松島町	5,717	5,575	142	141	-18	-161
七ヶ浜町	5,626	5,436	190	189	-8	-74
利府町	8,322	8,068	254	235	-89	-209
大和町	8,847	8,452	395	296	-34	-275
大郷町	3,793	3,632	160	147	-130	-130
富谷町	8,178	7,771	408	326	-196	-916
大衡村	3,376	3,184	192	192	17	17
色麻町	4,037	3,874	163	163	36	7
加美町	15,808	15,207	601	474	114	-346
涌谷町	5,993	5,945	47	36	-21	-44
美里町	10,835	10,650	185	168	168	-188
女川町	9,310	9,006	304	194	-49	998
本吉町	4,412	4,334	79	66	-0	63
南三陸町	9,301	9,077	224	171	171	12
町村計	162,189	157,138	5,052	4,128	-266	-2,804
県計(仙台市含)	912,830	893,129	19,701	9,274	2,473	-2,811
県計(仙台市除)	509,409	497,665	11,744	8,871	2,622	-1,434

用語解説

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額。

実質収支

その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを見るための指標で、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源（事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など）を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支には、その年度以前から累積された赤字や黒字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の赤字・黒字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があり、この数値を単年度収支といえます。

実質単年度収支

単年度収支には、長期的に見て、実質的な黒字要素・赤字要素となる支出・収入が含まれています。

例えば財政調整基金という基金への繰出しは将来の赤字に備えて積立を行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度としては大きな支出となりますが、後々の地方債償還に係る利息を削減することができるなど、長期的には支出を削減する効果があります。これらの要素がなかったと仮定して算出した収支を実質単年度収支といえます。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

※上表は端数処理により、合計と一致しない場合がある。

※平成17年度合併団体については、前年度の実質収支を「0」として単年度収支を算出するため、実質収支＝単年度収支となり、単年度収支が実態よりプラスに出ている。また、実質単年度収支についても、この単年度収支をベースに算出するため、実態よりプラスに出ている。

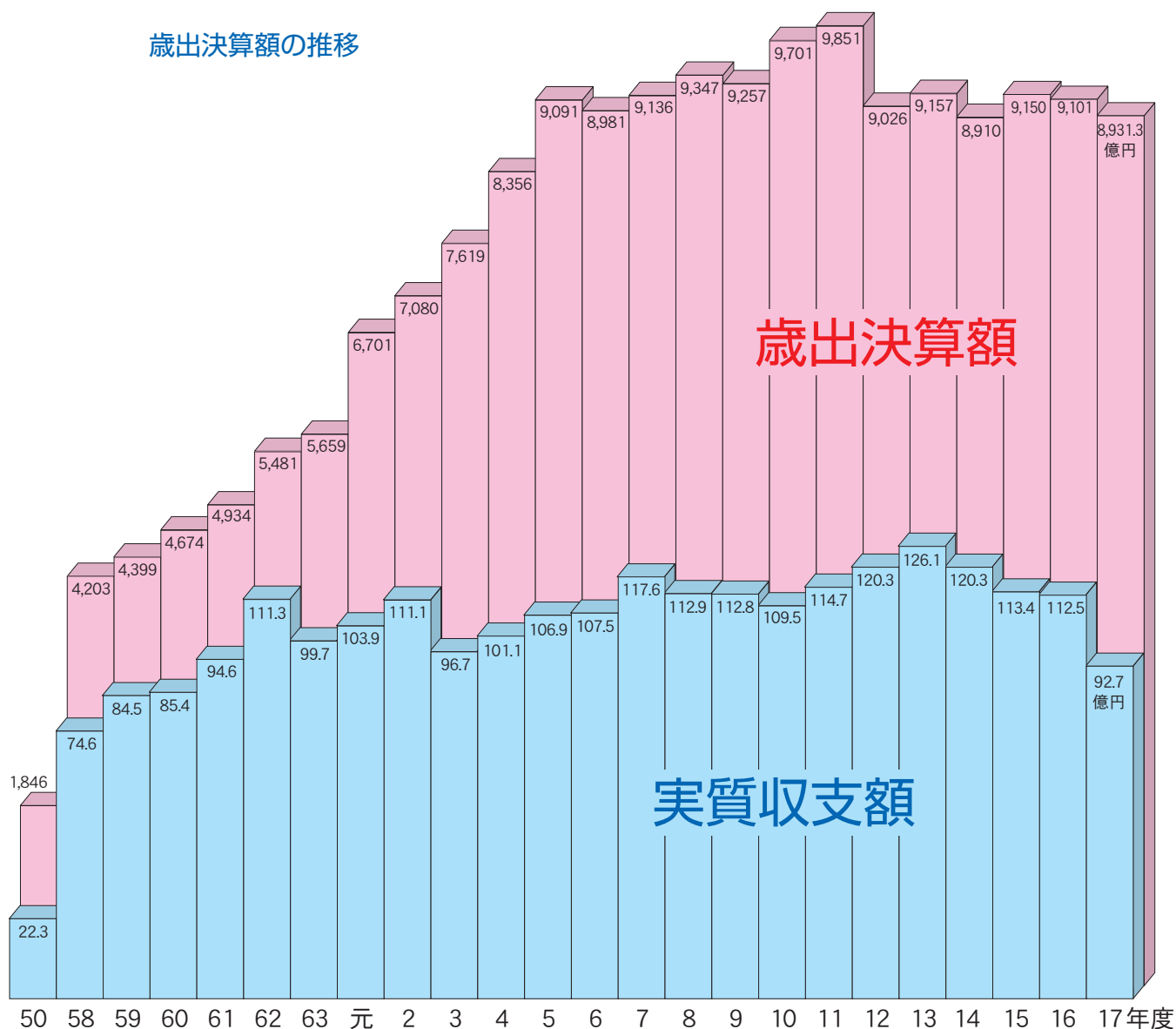
第1章 市町村財政の推移と現状分析

第1部 普通会計

1、決算の状況

(1) 決算の概要

平成17年度の県内市町村の普通会計決算額は、歳入が9,128.3億円、歳出が8,931.3億円で、歳入から歳出を差し引いた額（形式収支）は197.0億円の黒字となりました。



用語解説

普通会計 市町村など地方公共団体の会計は一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。その他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や介護保険事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計などがあります。

(2) 決算収支と経常収支比率

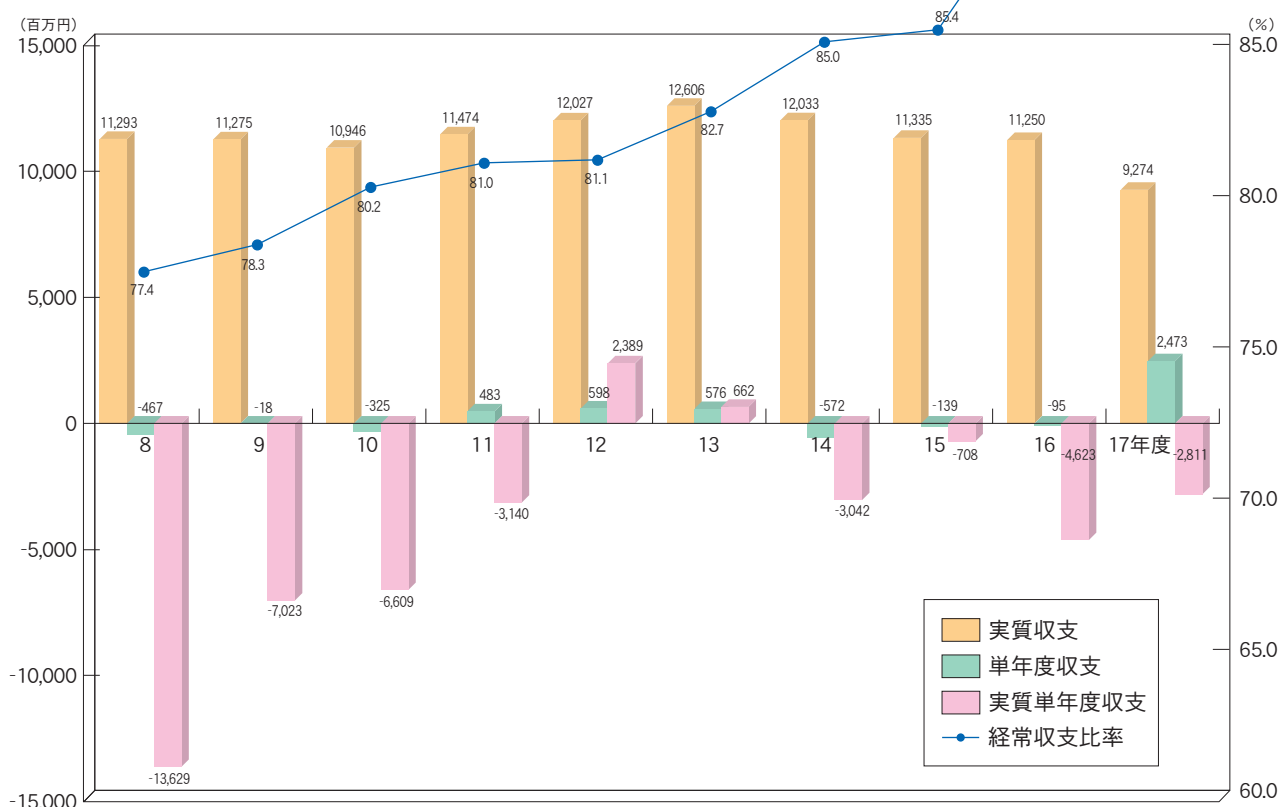
実質収支赤字の団体は昨年度の6団体（全て市町村合併による打切り決算によるもの）から、0団体となりました。

単年度収支は、決算初年度となった平成17年度合併団体で皆増（平成16年度はゼロ、平成17年度は実質収支と同額）となったことなどから24億7千3百万円の黒字に転じました（平成16年度の実質収支－平成17年度実質収支の値と一致していません。）。赤字団体は36団体中20団体でした（前年度は69団体中42団体）。

実質単年度収支は、4年連続して赤字となり、赤字団体は36団体中26団体となりました（前年度は69団体中44団体）。

また、経常収支比率は、単純平均で89.3%となり、前年度（90.8%）と比較して1.5ポイント減少しました。これは、比較的比率の高かった団体が合併したために平均が下がったに過ぎず、加重平均は92.8%（前年度91.8%）と高くなっており、依然として硬直的な財政状況が続いています。

決算収支と経常収支比率の推移



経常収支比率の県内市町村の単純平均と加重平均

(単位: %)

	平成17年度	平成16年度
単純平均	89.3	90.8
加重平均	92.8	91.8

用語解説

経常収支比率 P.33の「財政運営のチェックポイント」参照。

単純平均 全市町村の指標の数値を積み上げ、当該市町村数で除したものの。

加重平均 指標算定式の分子、分母をそれぞれ全市町村分積み上げてから算定したものの。

2、歳入

(1) 歳入構造

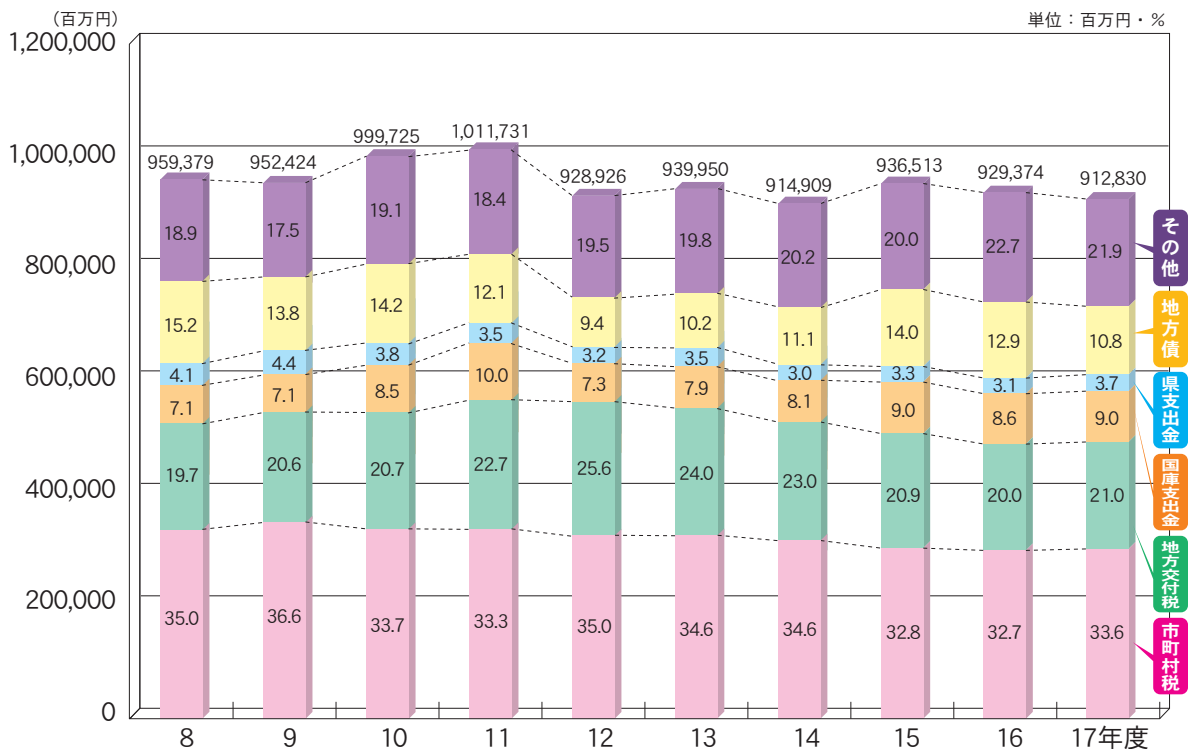
平成17年度の歳入は9,128.3億円で、前年度（9,293.7億円）に対して165.4億円（1.8%）の減少となりました。

歳入が減少した原因については、地方債などの減少額が、一般財源である地方税、地方交付税や特定財源である国庫支出金などの増加額を上回ったことが挙げられます。

地方債については、地方交付税の一部が振り替えられる臨時財政対策債の減少や建設事業の減少に伴い発行額が減り、前年度と比較して209.5億円（17.5%）の減少となりました。

一方、地方交付税については、市町村合併に伴う基準財政需要額の増などの影響で、前年度から58.1億円（3.1%）増加しました。また、国庫支出金については、児童福祉や生活保護などの民生関係で増加したことにより、前年度と比較して25.2億（3.1%）増加しました。

歳入構成比の推移



用語解説

地方税 地方公共団体が仕事を進めていくための根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているもの。地方税には道府県が課税する道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

地方債 地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるもの。いわば「地方公共団体の借金」です。

地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、たとえば生活保護などは、地域の経済力に差があるとしても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っています。

この地方交付税は、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

(2) 自主財源と依存財源

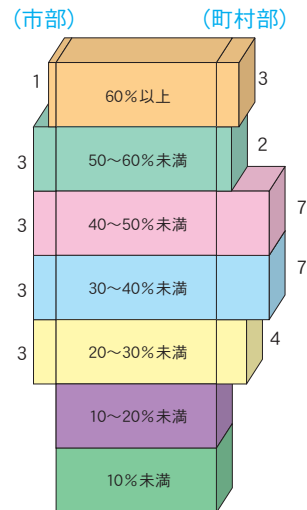
市町村の財源は、自主財源（地方税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国または都道府県から交付される収入）に分けられ、自主財源の多寡は市町村の自主性、安定性に影響を与えます。

自主財源が財源全体に占める割合は、前年度48.2%より0.5ポイント減少し47.7%となりました。これは、地方税が増加したものの、基金等からの繰入金や諸収入が大きく減少したことによるものです。

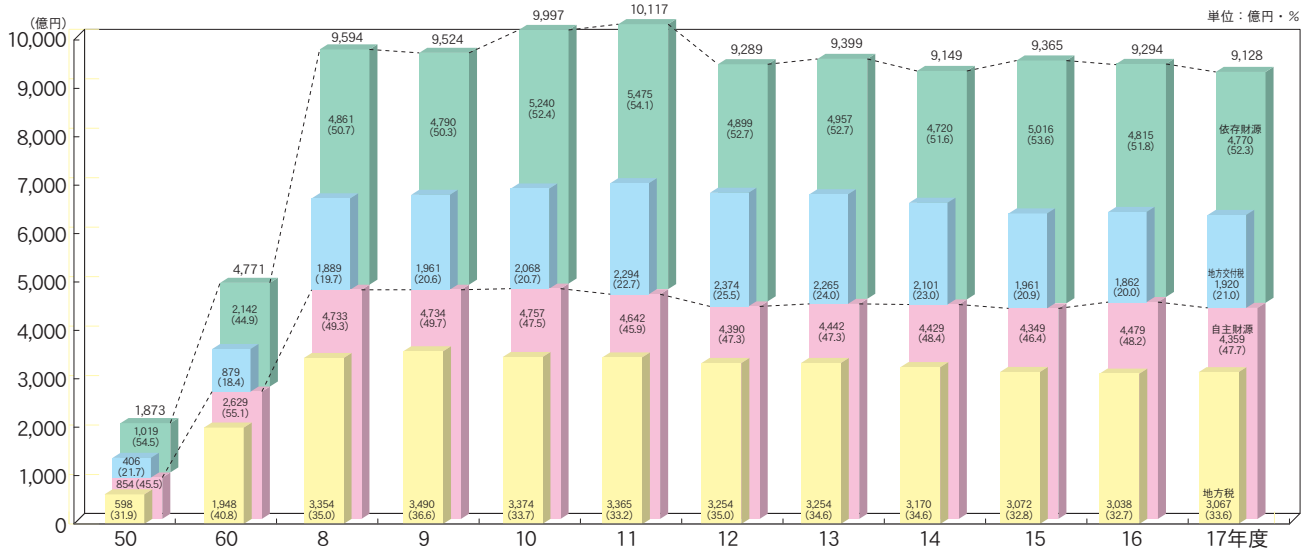
自主財源

地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

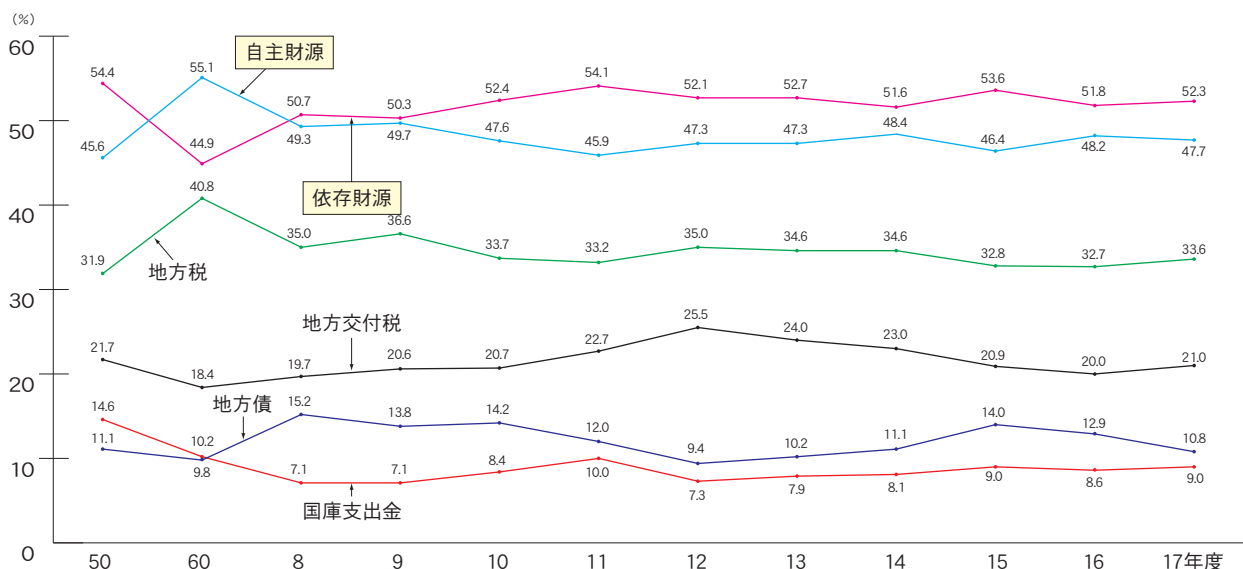
自主財源の割合別団体数 (平成17年度)



歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の構成

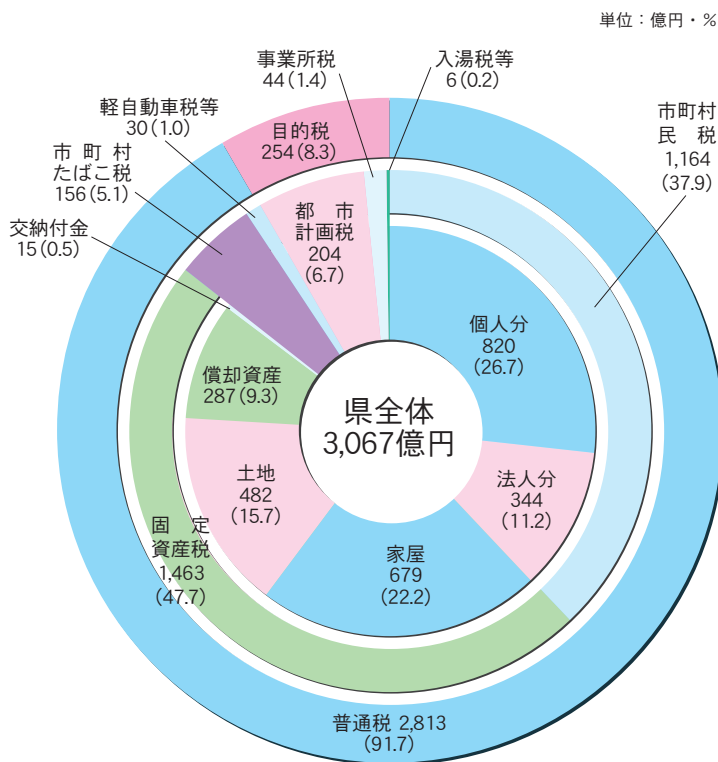
平成17年度の市町村税収入額は、3,067億円と前年度から1.0%増加しました。これは、固定資産税がほぼ横ばいであったものの、市町村民税などで収入額が増加したためです。

税目別に見ると、構成割合が第1位の固定資産税（47.7%）は収入額が前年度比ほぼ横ばいとなりました。これは、家屋の増加分と、地価の下落等に伴う土地評価額の減価分や償却資産の減少分が互いに打ち消し合ったことによるものです。

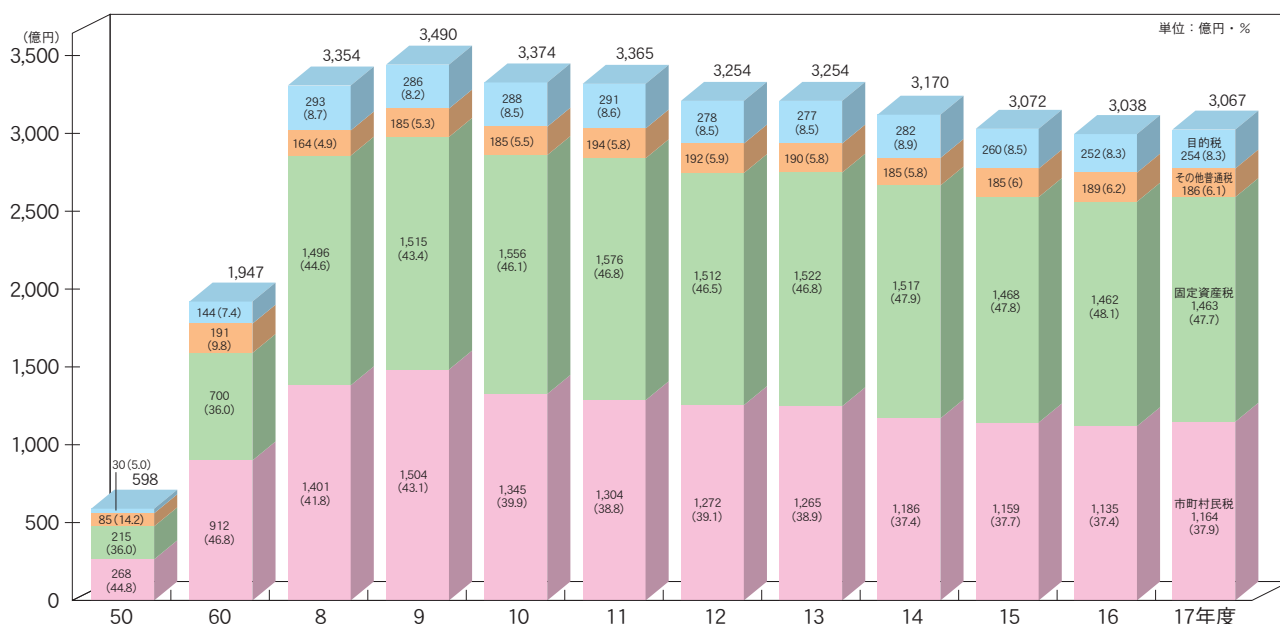
固定資産税に次ぐ市町村民税（37.9%）は、前年度対比2.8%増と前年度を上回りました。これは、法人税割が0.1%減少したものの、個人均等割が税制改正により12.0%、法人均等割が1.1%、個人所得割が3.7%増加したことによるものです。

目的税については、入湯税（0.2%）が前年度対比2.0%、都市計画税（6.7%）が前年度対比0.4%減少し、事業所税（1.4%）が前年度対比1.5%増加しています。

市町村税の構成（平成17年度）
（国民健康保険税を除く）



市町村税収入額（税目別）の推移
（国民健康保険税を除く）



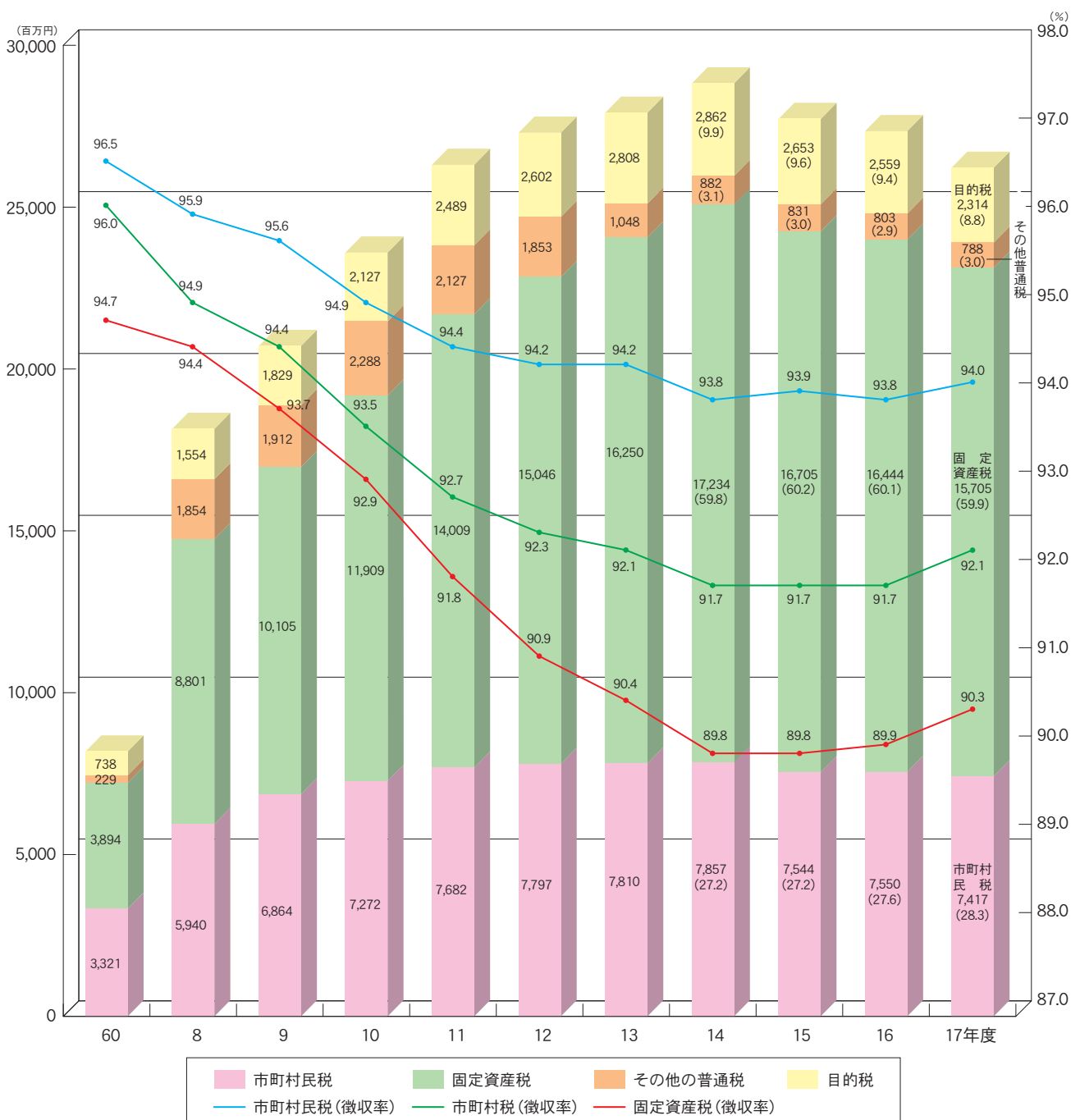
徴収実績は、県全体の徴収率が92.1%（前年度91.7%）と前年度より0.4ポイント上回りました。各市町村別の状況については、前年度の徴収率と同率または上回った市町村数は45団体中17団体（前年度69団体中20団体）で、残りの28団体は前年度の徴収率を下回りました（平成17年10月以降合併団体については、旧団体別に調査）。

主な税目別の徴収率は、市町村民税は94.0%（前年度93.8%）で前年度を0.2ポイント上回り、固定資産税は90.3%（前年度89.9%）で前年度を0.4ポイント上回りました。

次年度に滞納繰越される額は、ここ数年減少傾向にありますますが、昭和60年度の81.8億円に比べ、平成17年度では約3.2倍の262.2億円となっています。

次年度に滞納繰越される額と徴収率の推移

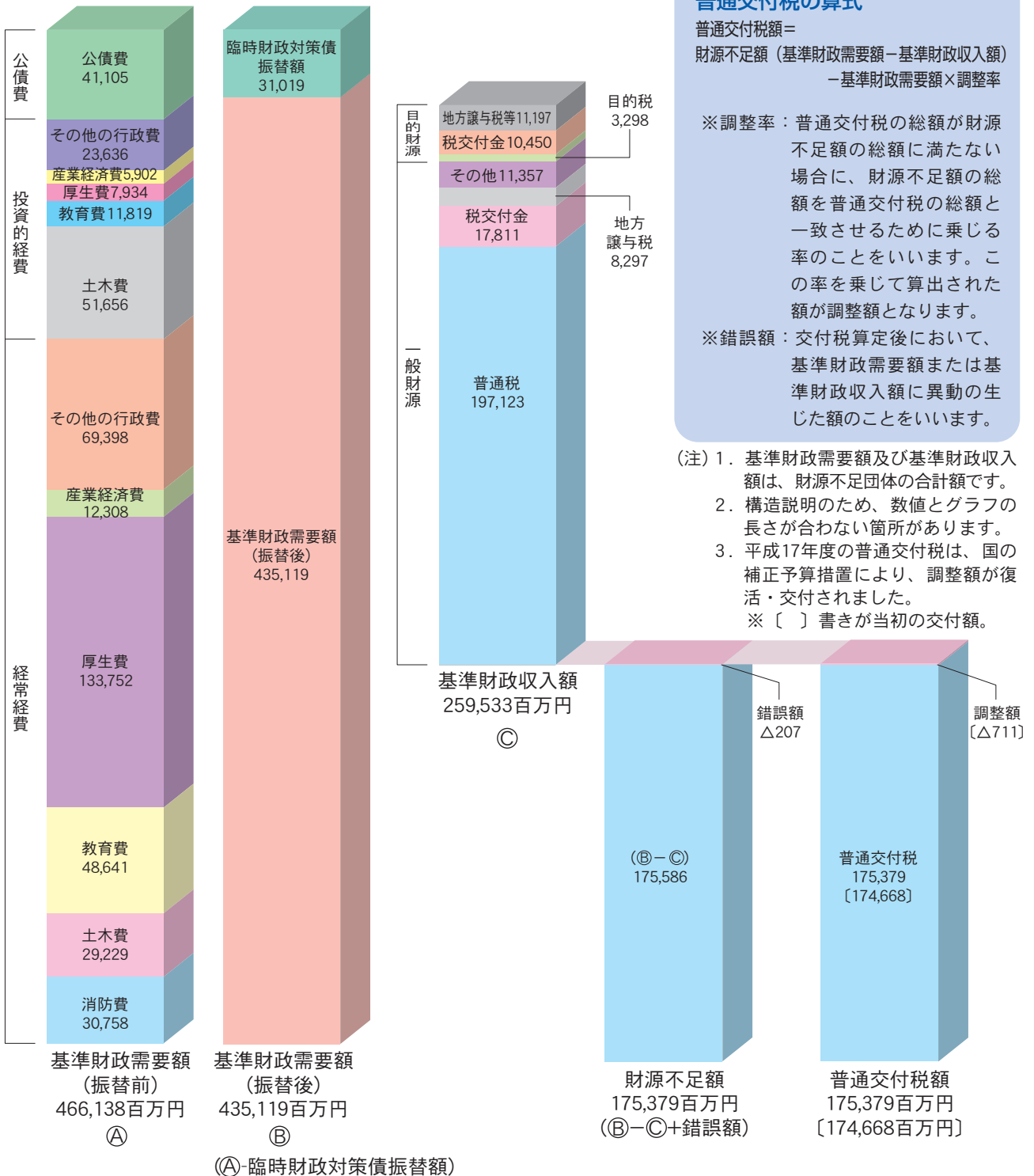
（国民健康保険税を除く）



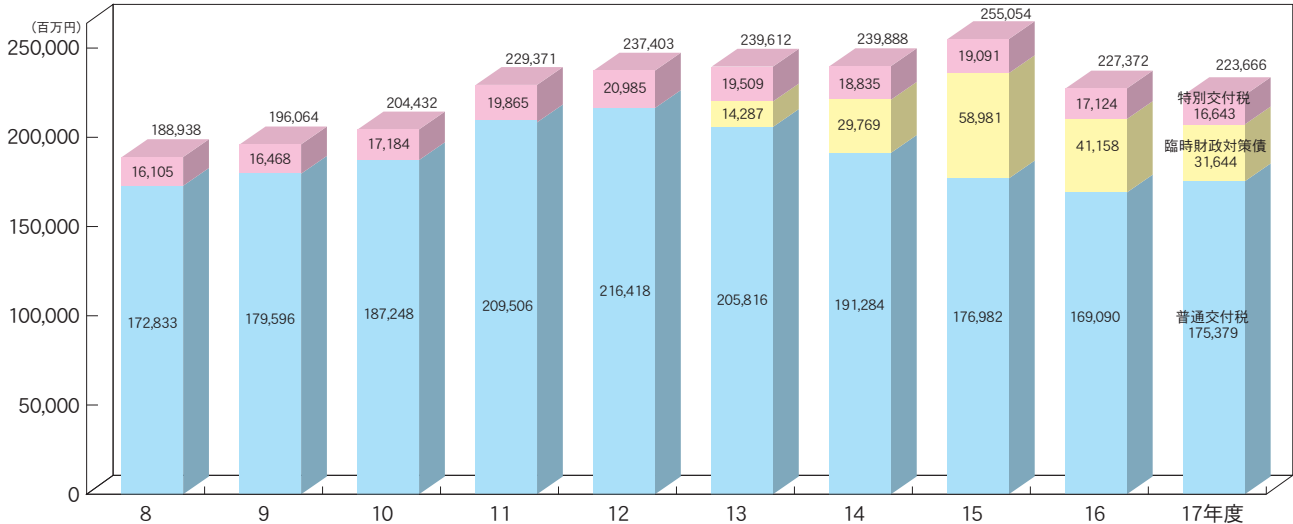
(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体はその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。



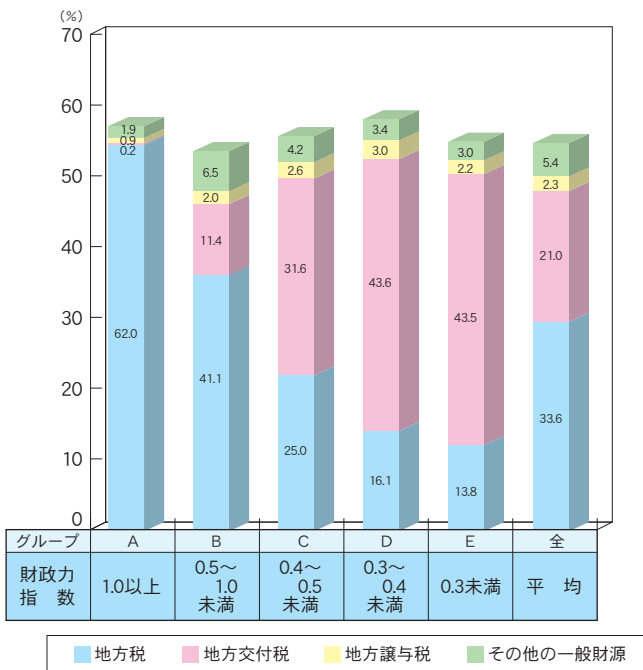
地方交付税の推移



※平成13～17年度の臨時財政対策債は地方交付税の振り替えとしてできた制度ですが、形式としては地方債であるため、実際には借入れを行っていない市町村もあります。グラフ中の数値は「発行可能額」であり、実借入れ額と一致しません。

地方交付税額は、平成12年度をピークに減少傾向に転じましたが、これは普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられたためです。臨時財政対策債を含めた場合の普通交付税相当額は、平成15年度までは前年度を上回っていましたが、平成16年度から減少に転じました。

一般財源の中の歳入に占める割合（平成17年度）



◎グループ別の該当団体

- A 女川町
- B 仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市
蔵王町・大河原町・柴田町・亘理町・七ヶ浜町
利府町・大和町・富谷町・大衡村
- C 石巻市・気仙沼市・白石市・角田市・東松島市
大崎市・七ヶ宿町・村田町・山元町・松島町
大郷町・美里町
- D 登米市・栗原市・川崎町・丸森町・色麻町
加美町・涌谷町
- E 本吉町・南三陸町

用語解説

基準財政需要額 各地方公共団体が合理的、妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

基準財政収入額 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。

臨時財政対策債 地方の財源不足を国と地方が折半して補てんするための地方債のことです。平成13年度以降の地方負担分については、臨時財政対策債を発行するため基準財政需要額の一部が振り替えられています。

なお、この地方債に係る償還金は、後の地方交付税で全額補てんされることになっています。

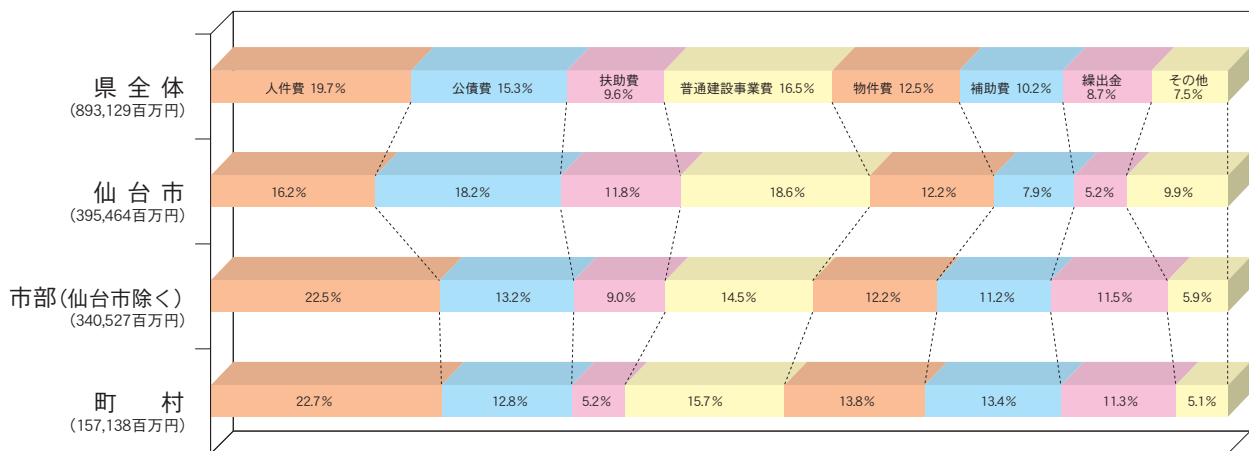
3、歳 出

(1) 歳出構造

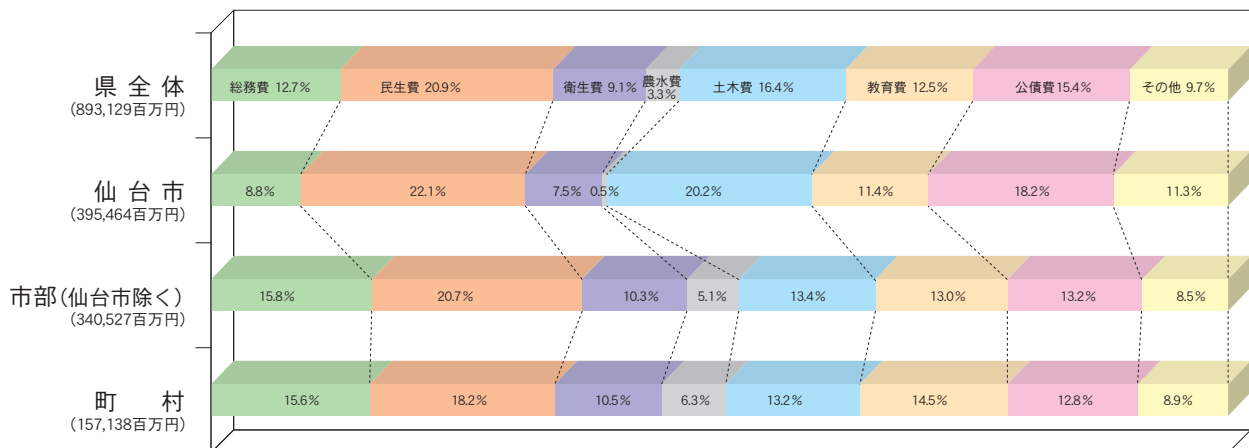
平成17年度の歳出は、8,931.3億円で前年度（9,100.6億円）に対して169.3億円の（1.9％）減となりました。

地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を行政目的により分類した「目的別分類」と、歳出を経済的性質により分類した「性質別分類」がありますが、宮城県内の市町村についてはそれぞれ以下のグラフのとおりとなっています。

歳出決算の構造（平成17年度）
（性質別）



（目的別）



用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費など、予算や決算の節という区分を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

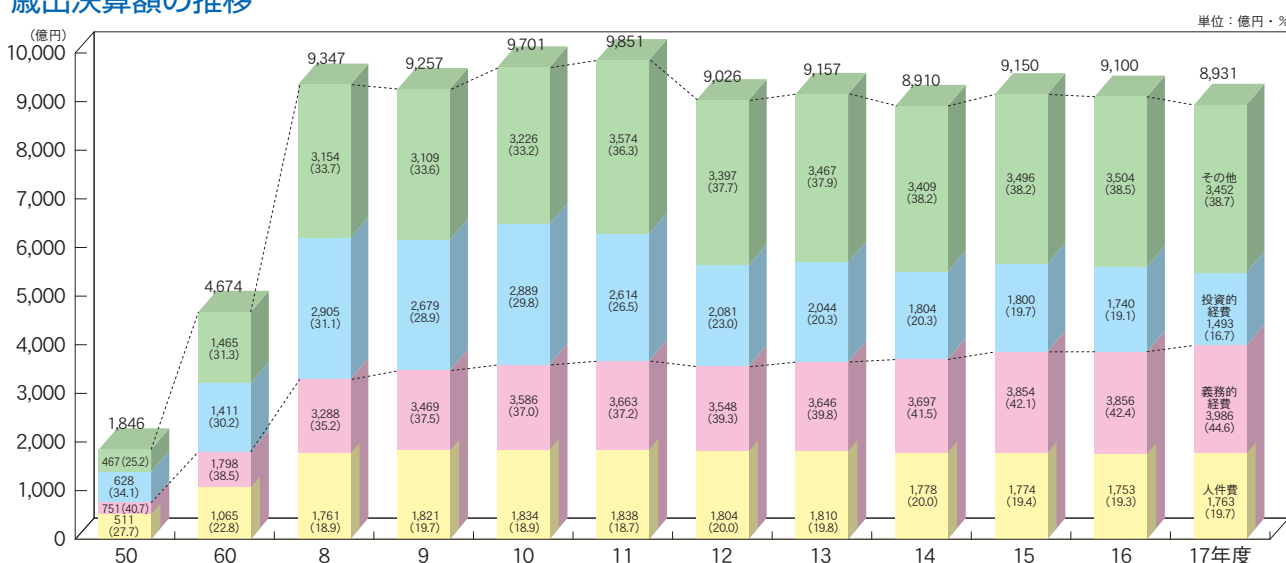
目的別分類 歳出をその行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費など、予算や決算の款及び項という区分を基準として分類したものです。

(2) 経費別決算額の推移

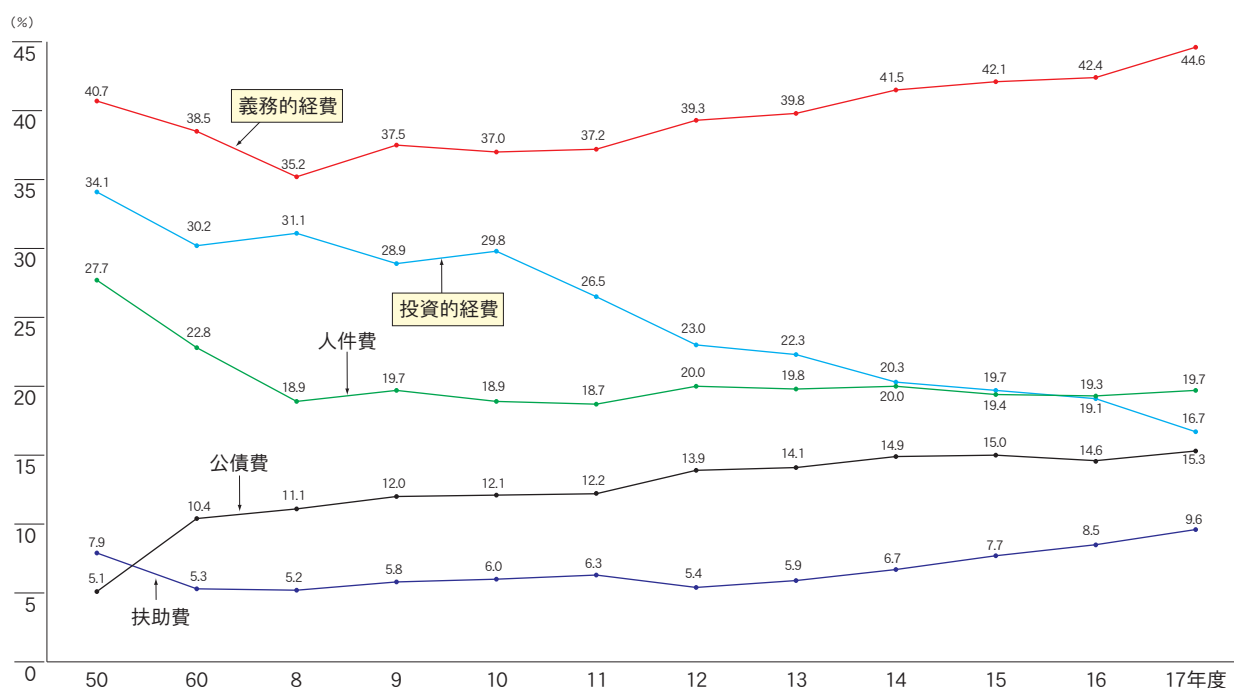
義務的経費は、前年度と比較して3.4%増の3,986.4億円で、歳出総額に占める割合は44.6%となりました。内訳としては、人件費、扶助費、公債費ともに増加しましたが、人件費については、市町村合併により一部事務組合の業務を引き受けた団体があることが主な増加要因です。扶助費は、合併に伴い市制移行した団体で生活保護業務を行うこととなったことや、児童手当支給額が増加したことなどにより、前年度と比較して10.9%の大幅な増となりました。

投資的経費は前年度と比較して14.2%減の1,493.2億円となり、7年連続で減少となりました。内訳を見ると、普通建設事業費が前年度（1,691.6億円）に対して12.8%減少（今年度は1,474.6億円）しており、特に単独事業が前年度と比較して15.8%の大幅な減となっています。

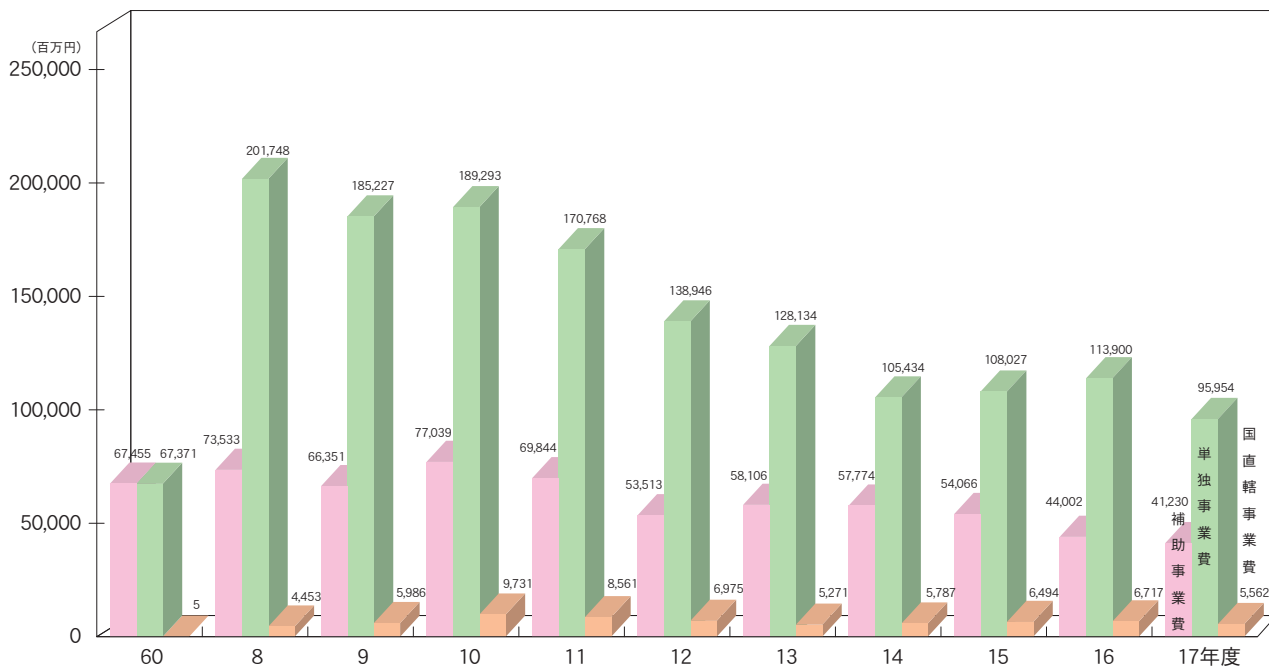
歳出決算額の推移



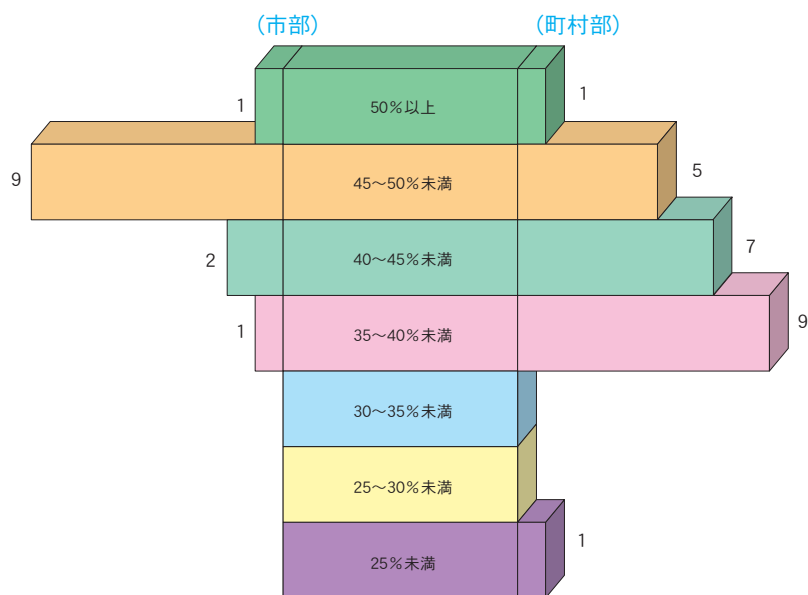
義務的経費・投資的経費の割合の推移



普通建設事業費の内訳の推移



義務的経費の割合別団体数 (平成17年度)



用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の強い経費です。

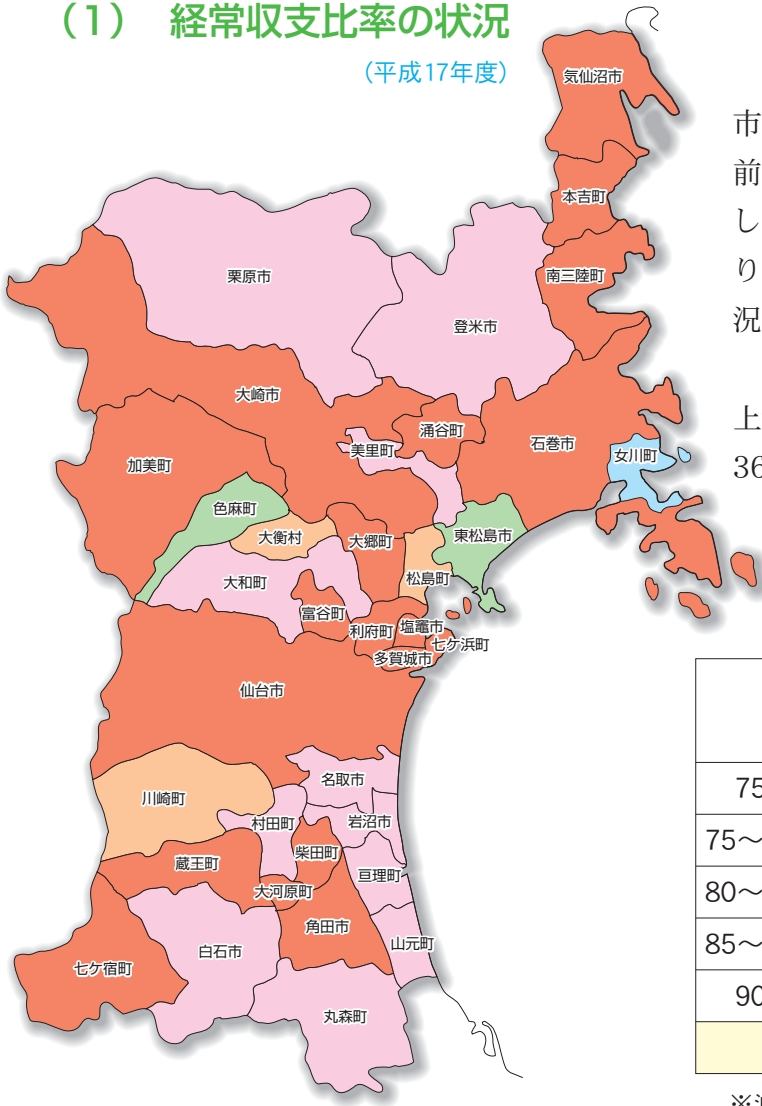
投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。義務的経費に対して、この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高いと言えます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

4、財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(平成17年度)



財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、市町村合併の影響で単純平均では89.3%と前年度（90.8%）より1.5ポイント減少しましたが、加重平均では前年度より上昇しており（P.4参照）、依然として硬直的な財政状況が続いています。

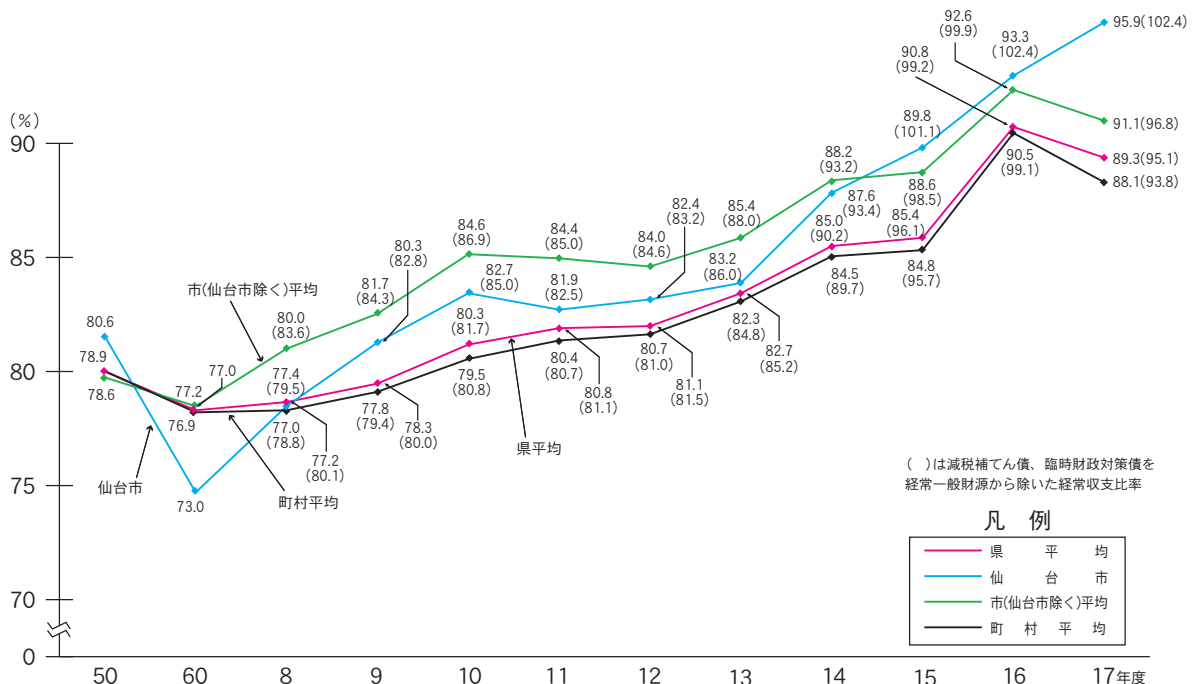
また、段階別分布状況を見ると、90%以上が19団体、80%以上が14団体となっており、36団体のうち33団体が80%を超えています。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
75%未満	■	0	1	1
75~80%未満	■	1	1	2
80~85%未満	■	0	3	3
85~90%未満	■	5	6	11
90%以上	■	7	12	19
計		13	23	36

※減税補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率

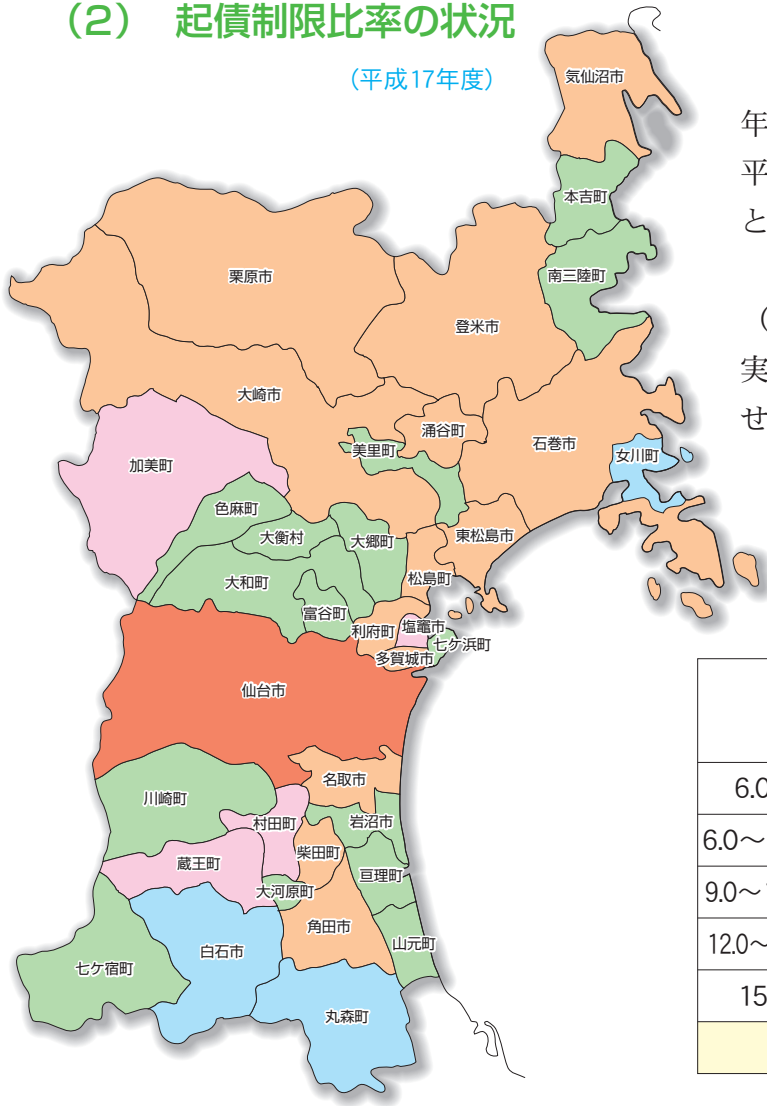
経常収支比率の推移

(平均は単純平均)



(2) 起債制限比率の状況

(平成17年度)



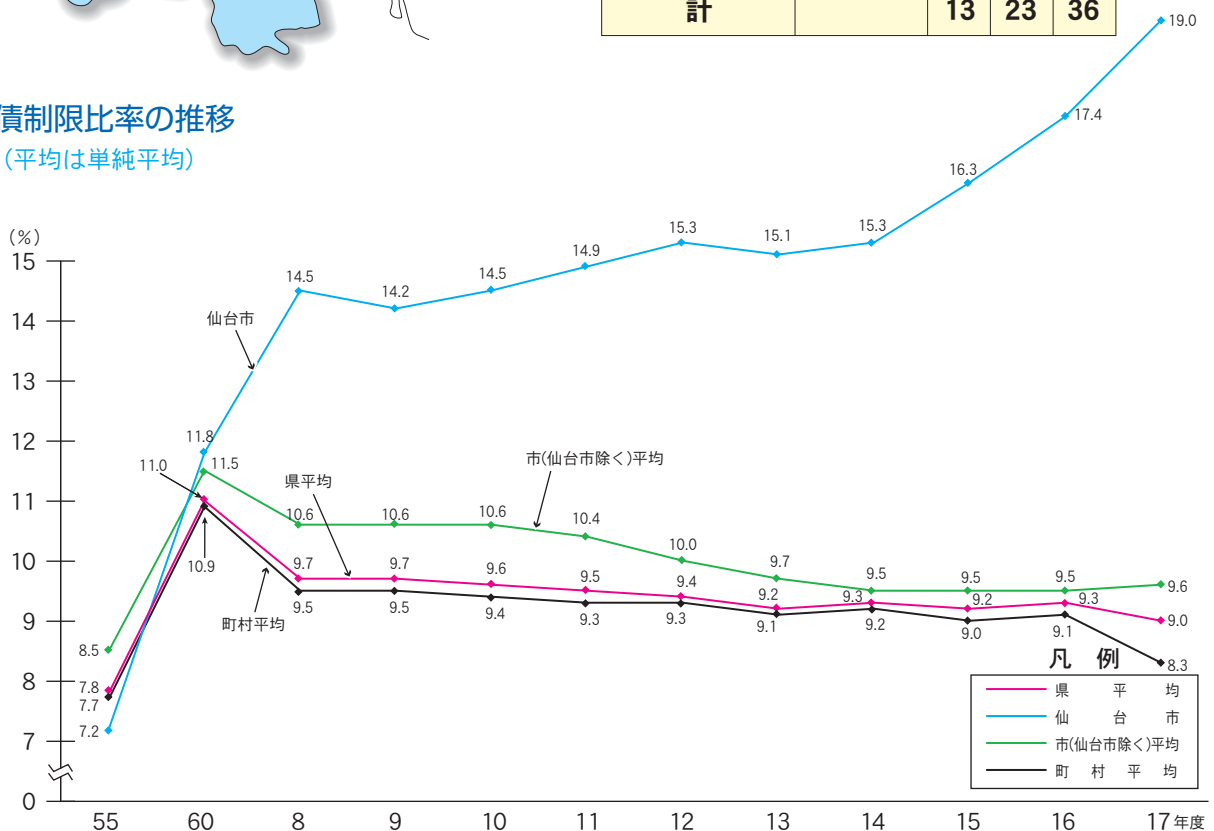
平成17年度の起債制限比率（平成15～17年度の3カ年平均）は、単純平均では前年度（県平均9.3%）から0.3ポイント減少して9.0%となりました。

しかし、加重平均では、13.4%と前年度（12.7%）より0.7ポイント上昇しており、実態として状況が改善しているとは言えません。

区分	団体系色	団体数		
		市	町村	計
6.0%未満	■	1	2	3
6.0～9.0%未満	■	1	14	15
9.0～12.0%未満	■	9	4	13
12.0～15.0%未満	■	1	3	4
15%以上	■	1	0	1
計		13	23	36

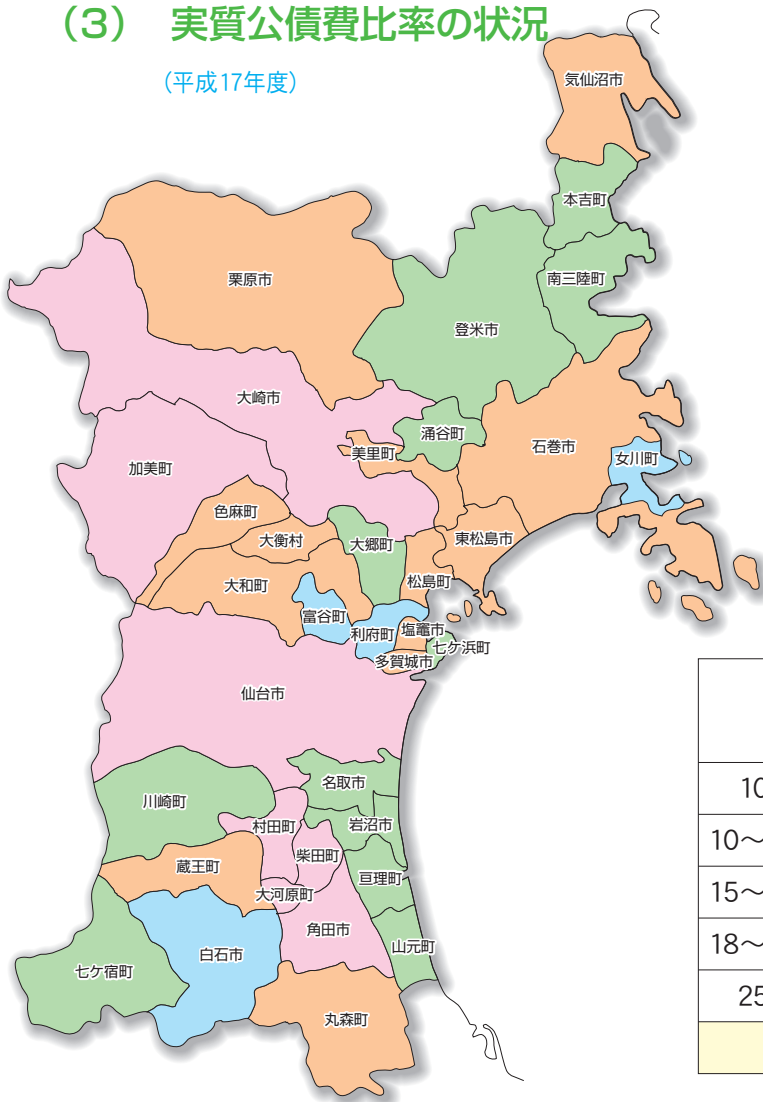
起債制限比率の推移

(平均は単純平均)



(3) 実質公債費比率の状況

(平成17年度)



平成17年度決算から算定することとなった実質公債費比率（平成15～17年度の3ヵ年平均）は、単純平均で15.3%となりました。

なお、起債許可団体となる18%以上の団体は、7団体です。

また、一部の起債が制限される25%以上の団体はありませんでした。

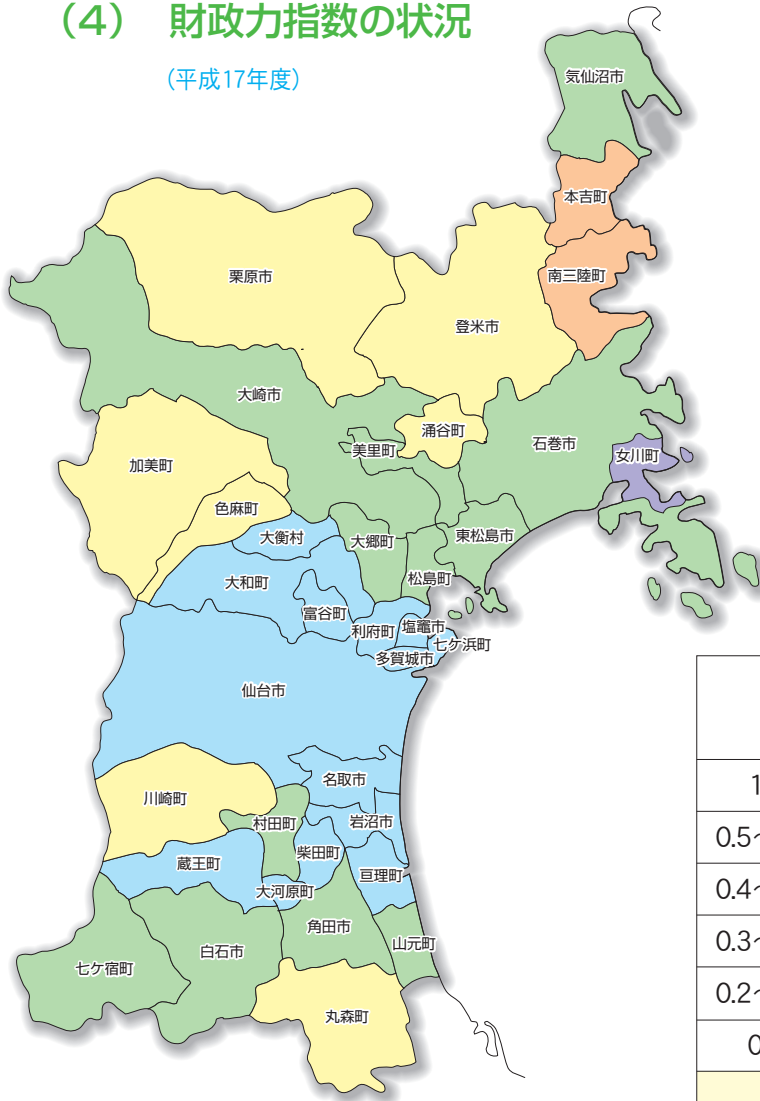
区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
10%未満	■	1	3	4
10～15%未満	■	3	9	12
15～18%未満	■	6	7	13
18～25%未満	■	3	4	7
25%以上	■	0	0	0
計		13	23	36

実質公債費比率18%以上の団体の割合

	実質公債費比率18%未満の団体数	実質公債費比率18%以上の団体数(許可団体)	許可団体の割合
宮城県	29	7	19.4%
全国	1,432	412	22.3%

(4) 財政力指数の状況

(平成17年度)



財政基盤の強さを示す指標である財政力指数（平成15～17年度の3ヵ年平均）は、単純平均で0.534（前年度0.410）、加重平均で0.613（前年度0.604）となりました。

なお、地方交付税の不交付団体となる1.0以上の団体は、前年度と同様、女川町です。

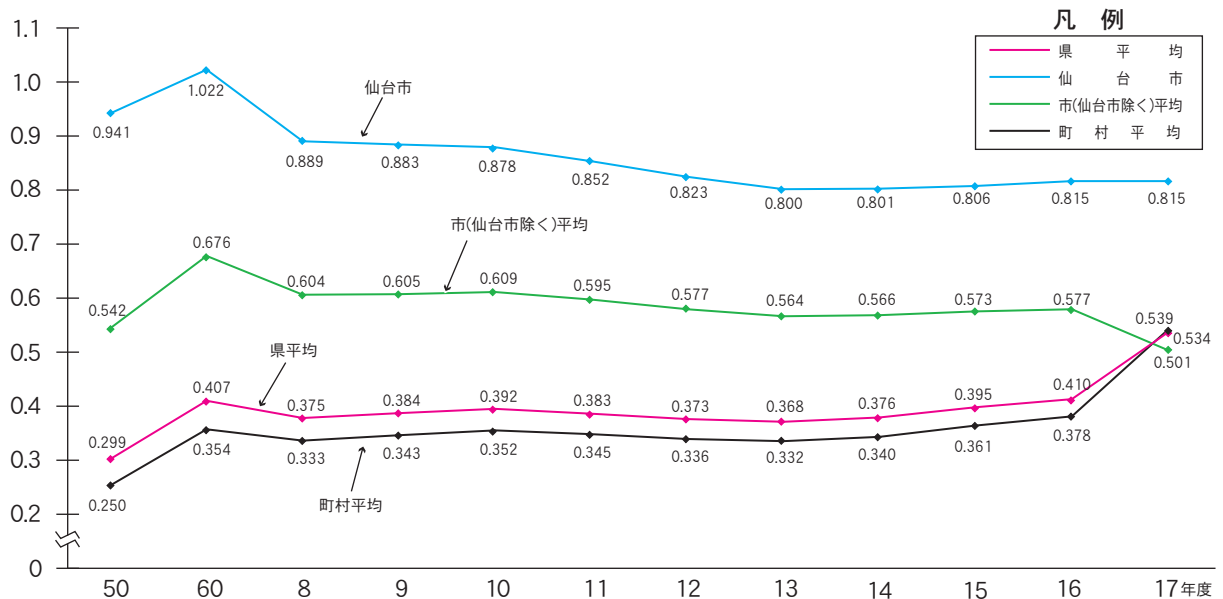
また、市町村合併の影響で、0.2未満の団体はなくなりました（前年度7団体）。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
1.0以上	紫	0	1	1
0.5～1.0未満	水色	5	9	14
0.4～0.5未満	緑	6	6	12
0.3～0.4未満	黄	2	5	7
0.2～0.3未満	オレンジ	0	2	2
0.2未満	ピンク	0	0	0
計		13	23	36

※小数第3位までの数値により区分

財政力指数の推移

(3ヵ年の平均値) (平均は単純平均)



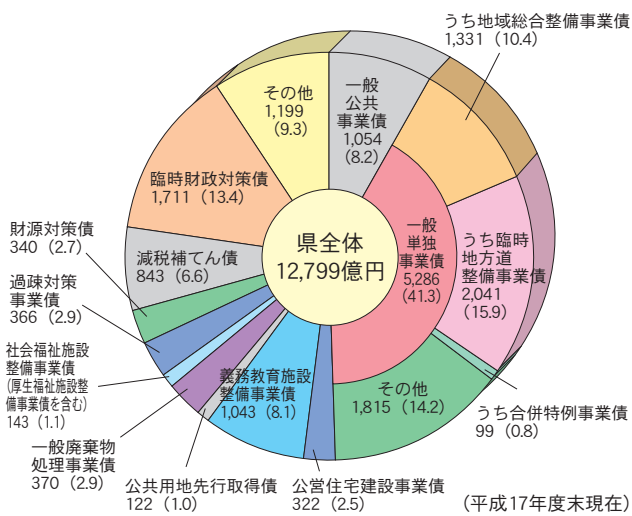
(5) 将来にわたる財政負担の推移

いわゆる「地方公共団体の借金」である地方債現在高は、平成17年度末現在で1兆2,799億円となり、将来的に支出が発生する債務負担行為を加えると1兆4,342億円にのぼります。建設事業の減少等により、増加に歯止めがかかりつつありますが、依然として、多額の「借金」を残している状況です。

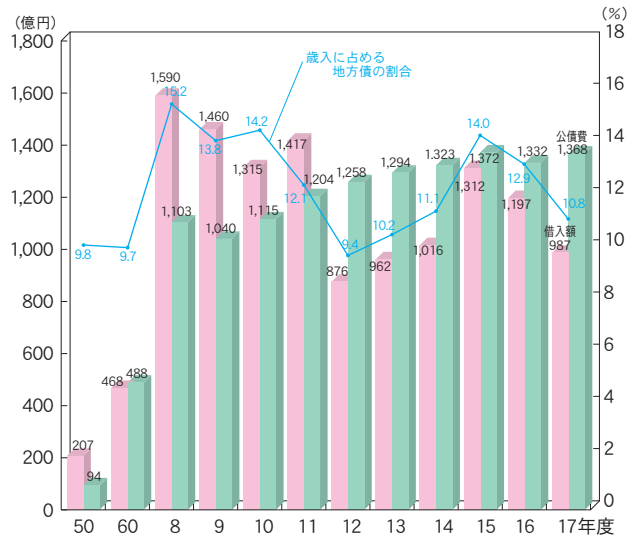
このことにより、将来の元利償還金等の負担が増大することとなり、今後の財政構造の硬直化が懸念されます。

地方債現在高の状況

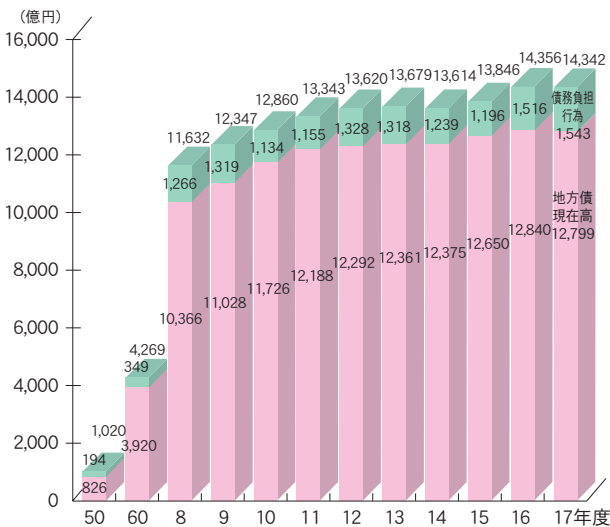
単位：億円・%



地方債の借入額と公債費の推移

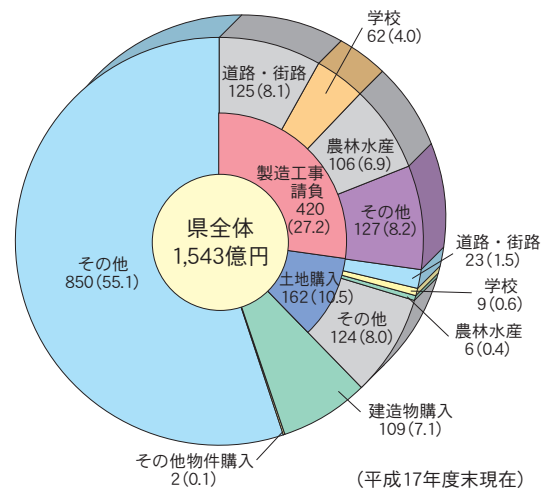


将来にわたる財政負担の推移



債務負担行為の状況

単位：億円・%



5、年度間の財源調整

(1) 基金の状況

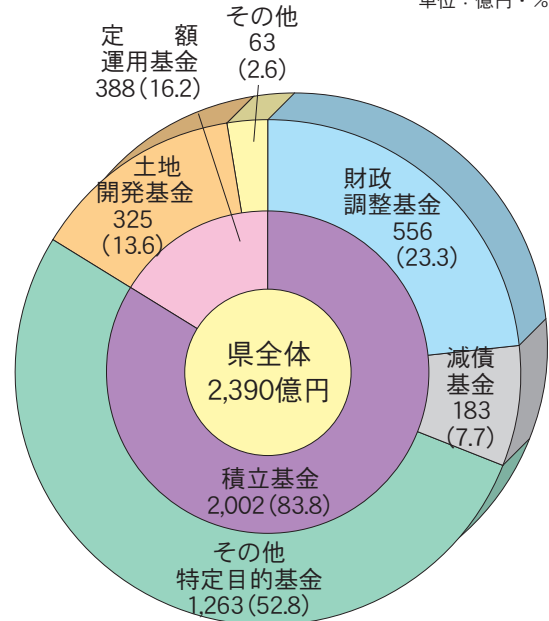
平成17年度末における積立基金現在高は、県全体で2,002.2億円となり、前年度（合併新市が業務を引き受けた一部事務組合の残高を含む）の2,081.0億円と比較して78.8億円の減（3.8%の減）となりました。内訳を見ますと、財政調整基金が5.0億円（0.9%）、減債基金が41.6億円（18.5%）、その他特定目的基金が32.2億円（2.5%）と、それぞれ減少しています。

減少した要因は、地方債の償還のための減債基金の取崩しが大きかったこと、合併関係経費等に充当するため、特定目的基金を取り崩した団体が多かったことなどです。

※基金の種類については、次ページ参照。

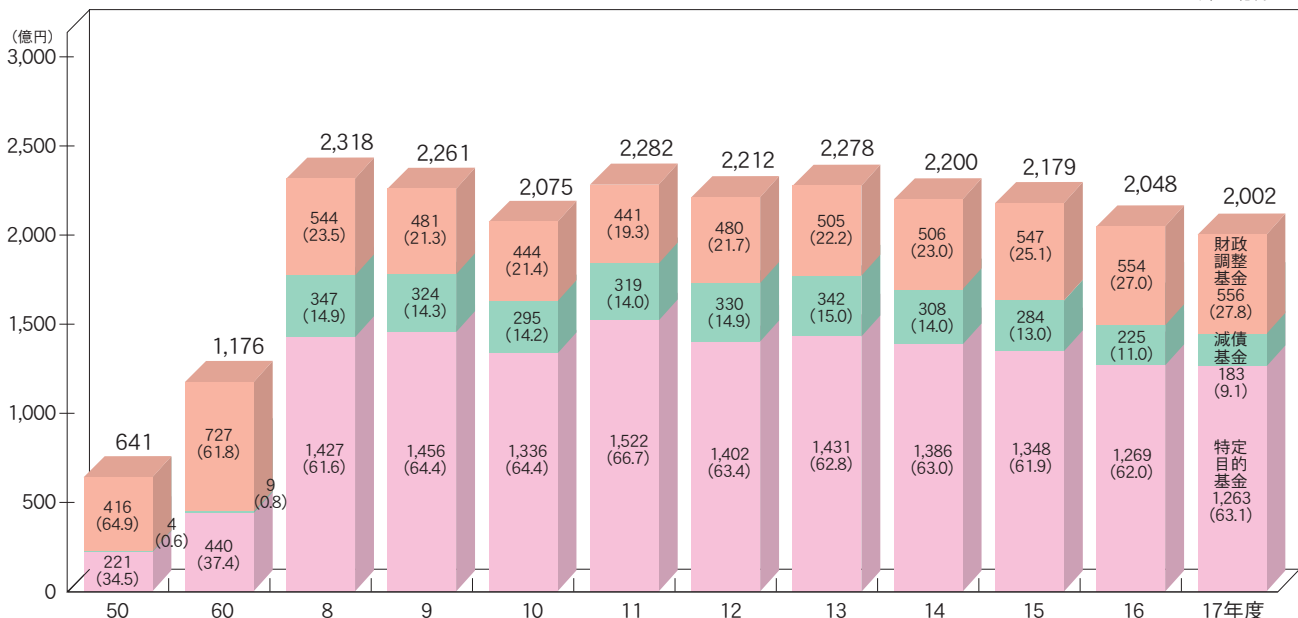
基金の状況（平成17年度）

単位：億円・%



積立基金現在高の推移

単位：億円・%



(注) グラフ中の平成16年度までの数値は、合併新市が業務を引き受けた一部事務組合の残高を含まないので、本文中と数値が異なる。

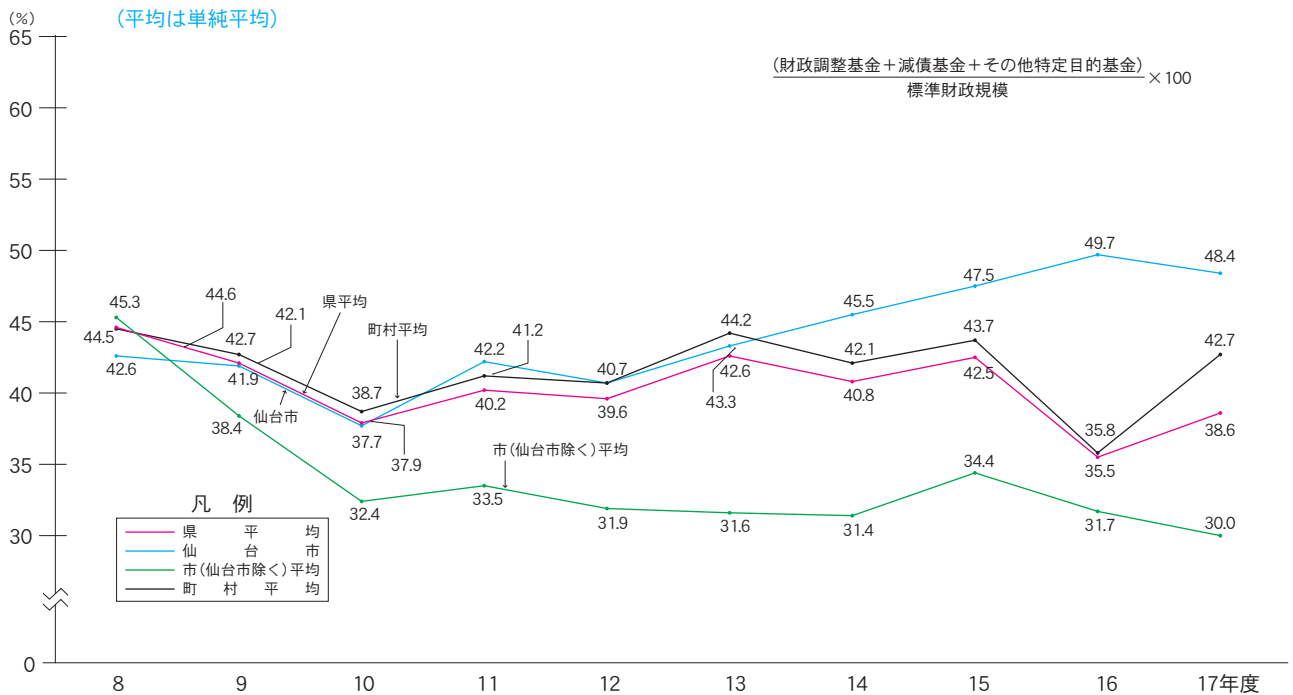
用語解説

基金 ある特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるため、または定額の資金を運用するために設けられる基金のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

(2) 積立金現在高比率

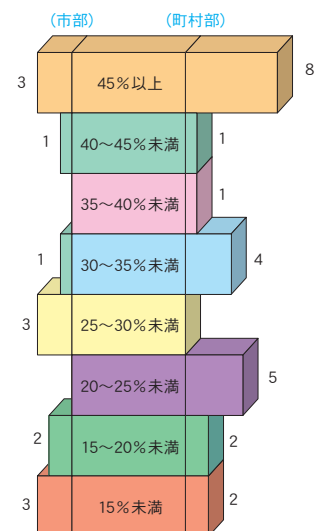
一般財源に対して、どの程度「貯金」があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では、市町村合併の影響により前年度（35.5%）より3.1ポイント上昇しましたが、加重平均では前年度（39.4%）より1.5ポイント低下して37.9%となっており、今後の財政運営に対する蓄えは引き続き減少傾向にあると言えます。減債基金やその他特定目的基金残高の減少が主な原因です。

積立金現在高比率の推移



積立金現在高比率別の団体数

(平成17年度)



用語解説

財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取崩されます。

特定目的基金 特定の目的（高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等）のための財産の維持又は資金の積立ての性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあると言えます。

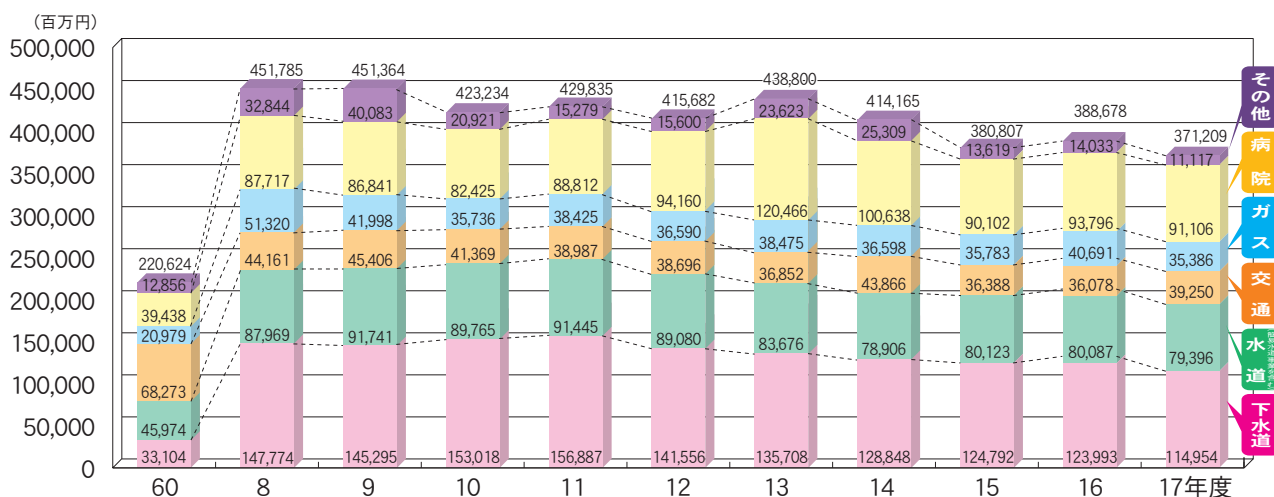
標準財政規模 裏表紙の「財政運営のチェックポイント」参照。

第2部 公営企業

平成17年度の決算規模は全体で3,712.1億円となり、前年度（3,886.8億円）から174.7億円の減となりました。これを普通会計の歳出決算額（8,931.3億円）と比較すると、およそ41.6%の額に相当し、市町村行財政運営の中でも極めて大きな位置を占めていると言えます。

決算規模を事業別に見ると、下水道事業が公営企業全体の31.0%を占めており、以下、病院事業24.5%、水道事業（簡易水道事業を含む。）21.4%等となっています。

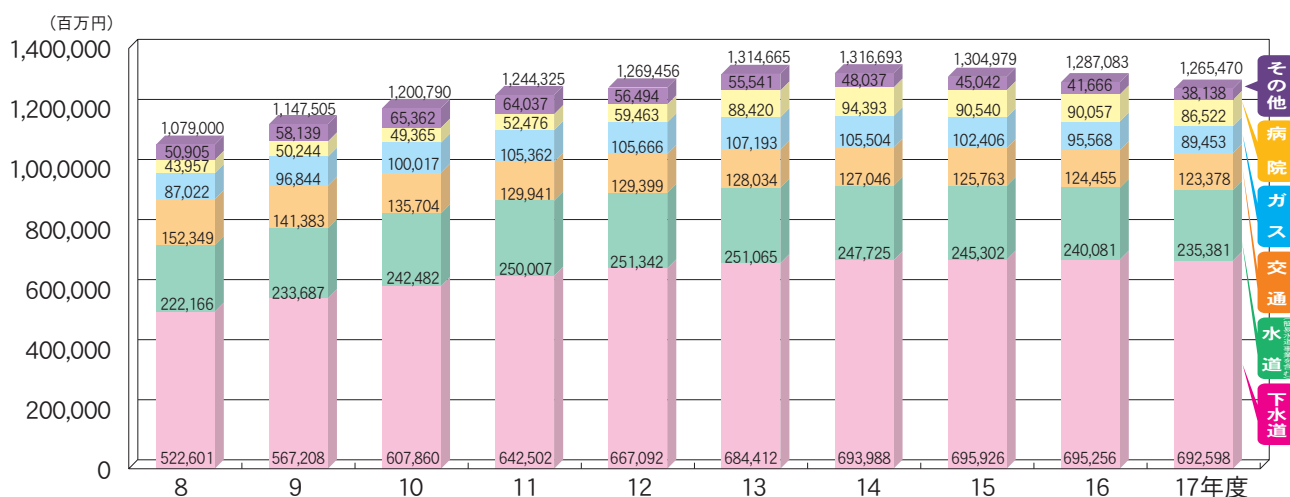
市町村公営企業決算規模の推移



平成17年度末の企業債現在高は1兆2,654.7億円で、前年度（1兆2,870.8億円）から216.1億円の減となっており、平成14年度をピークに減少傾向となっています。

企業債現在高を事業別に見ると、下水道事業が最も多く、全体の54.7%と半分以上を占めており、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。）18.6%、交通事業9.7%等となっています。

企業債現在高の推移

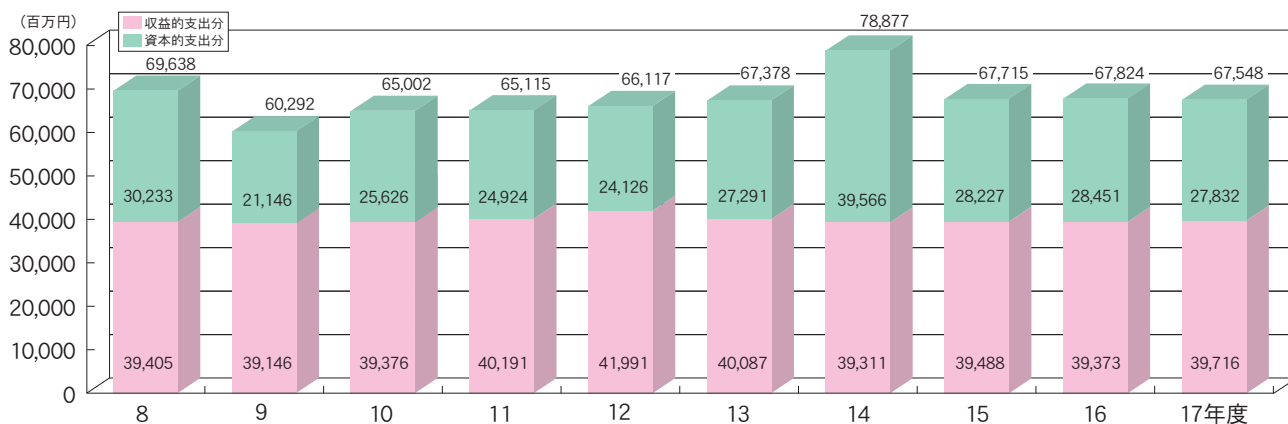


平成17年度の他会計繰入金は公営企業全体で675.5億円となり、前年度（678.2億円）から2.7億円の減となりました。この内訳を見ると、収益的支出に充てられた繰入額は397.2億円で、収益的収入に占める割合は15.1%となっています。一方、資本的支出に充てられた繰入額は278.3億円で、資本的収入に占める割合は27.1%となっています。

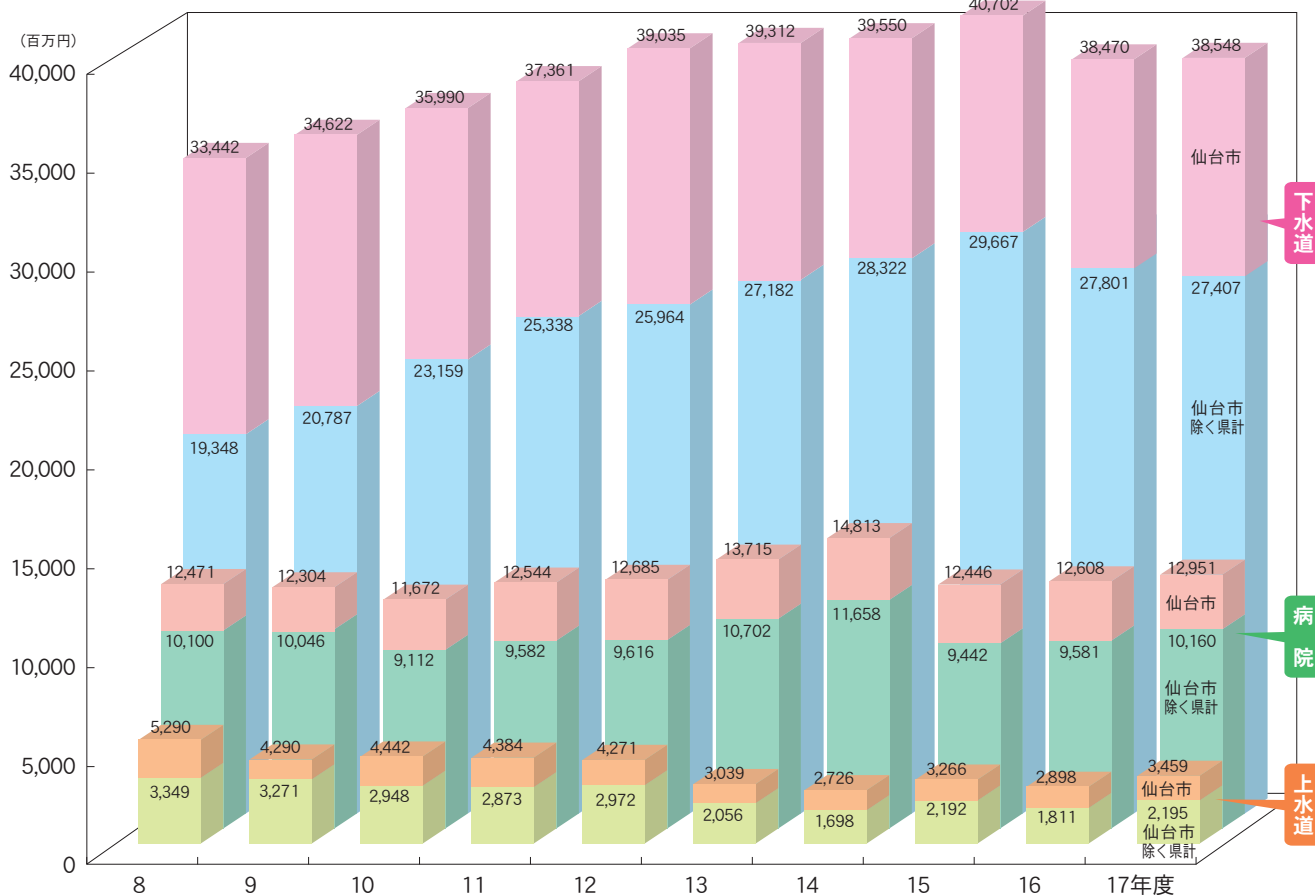
公営企業会計の場合、経費の負担区分の原則等に基づいて一般会計等の他会計が負担すべき

又は負担できる経費もありますが、これらの経費以外の経費は、独立採算性の原則により経営に伴う収入で賄うことが必要です。しかし、依然として多くの事業において他会計からの繰入金に依存した経営状況となっています。

他会計繰入金の推移



事業別他会計繰入金の推移



用語解説

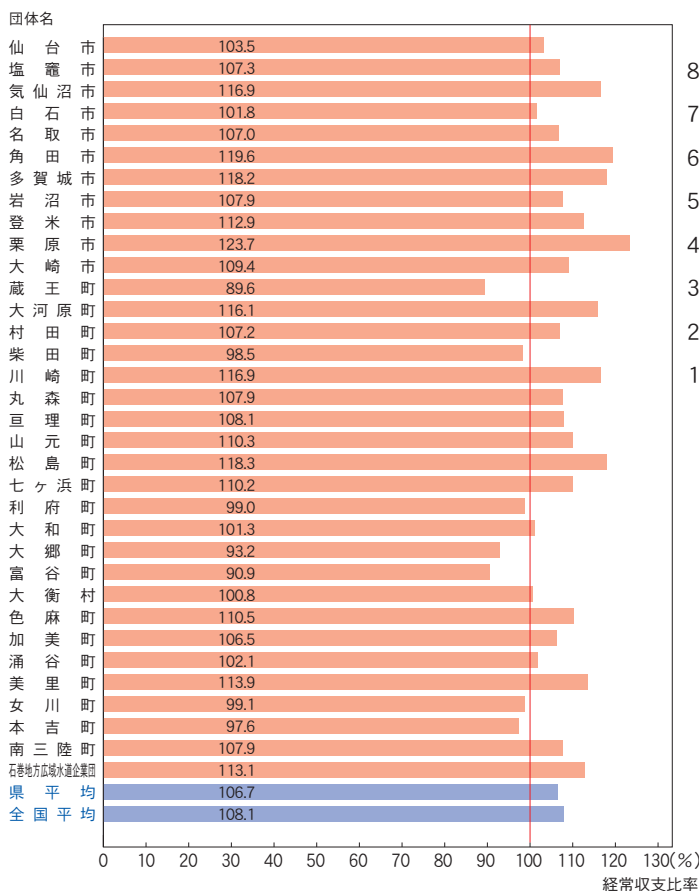
他会計繰入金 一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して、料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるための財源が繰入れられています。その繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

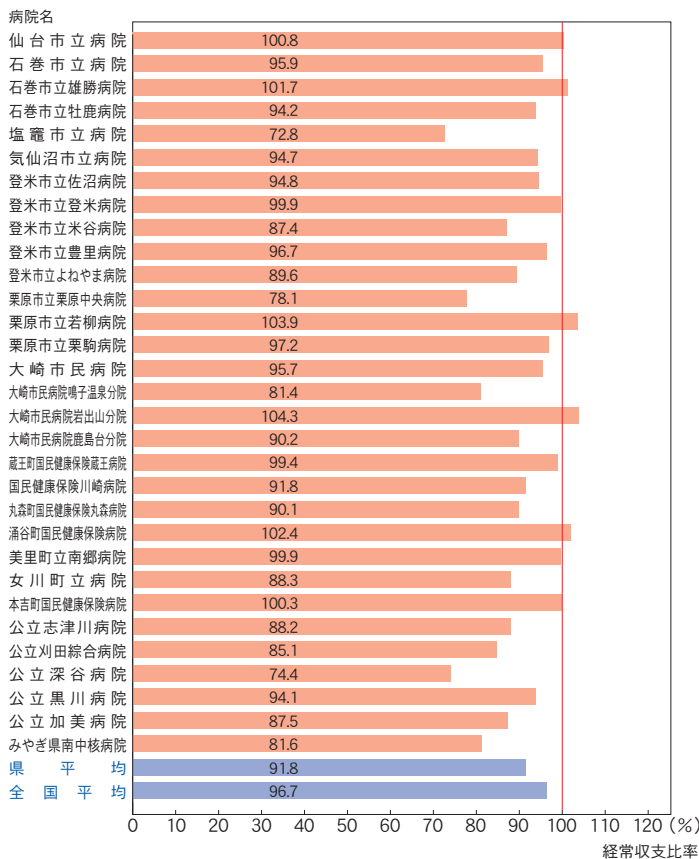
資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

平成17年度決算に基づく経営指標

水道事業の経常収支比率 (上水道事業及び法適用簡易水道事業)

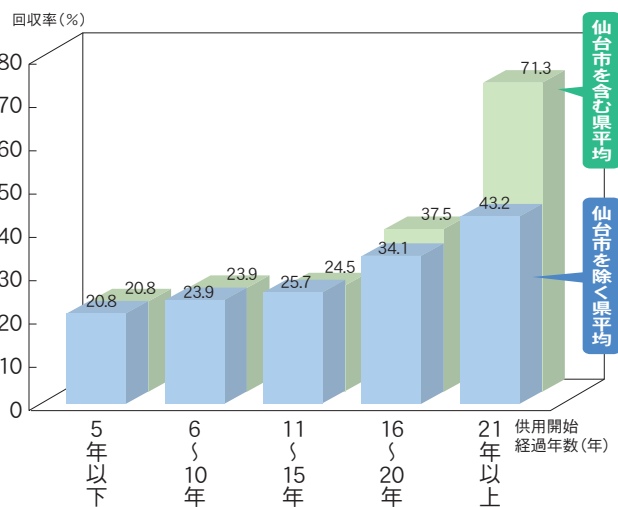


市町村立病院の経常収支比率

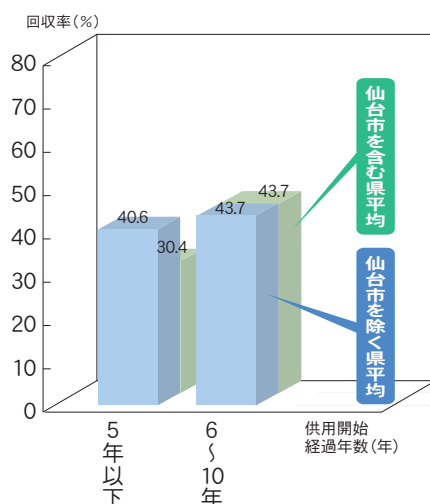


下水道事業における県内平均経費回収率

(1) 公共下水道等の集合処理施設



(2) 浄化槽(市町村整備事業分)



用語解説

経常収支比率 公営企業の経営分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を切る場合は収益が費用を下回る状態です。算出方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{経常収益} (= \text{営業収益} + \text{営業外収益})}{\text{経常費用} (= \text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100(\%)$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費(維持管理費及び資本費)に対して、どの程度料金収入でまかなえているかを示したものであり、一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向があります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によってまかなうこととなっています。算出方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{使用料単価} (\text{料金収入} \div \text{年間有収水量})}{\text{汚水処理原価} ((\text{維持管理費} + \text{資本費}) \div \text{年間有収水量})} \times 100(\%)$$

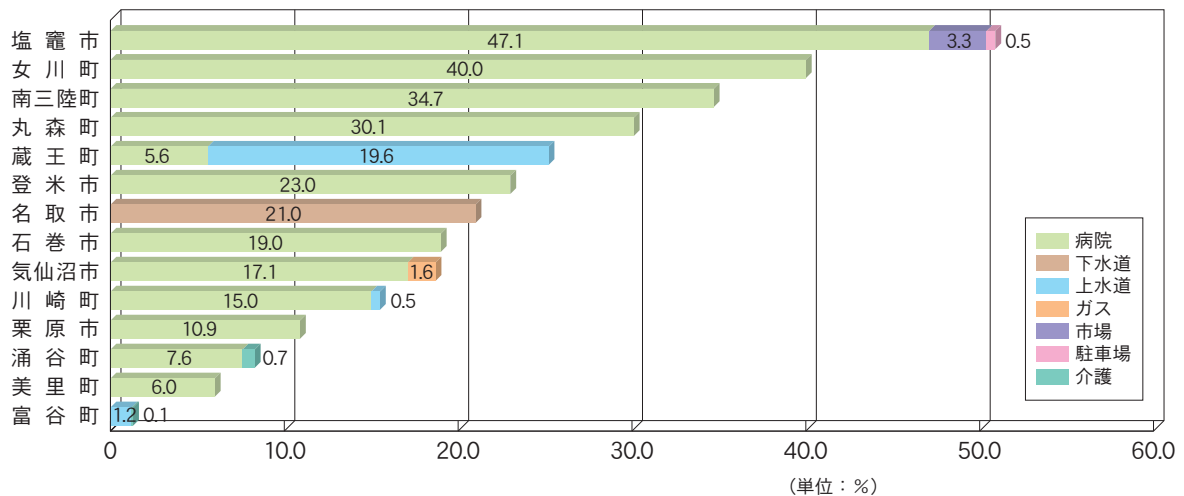
●標準財政規模に対する累積欠損金の割合

平成17年度末において、累積欠損金を有する事業(実質収支で赤字が生じた事業を含む。以下同じ。)は23事業(仙台市及び一部事務組合・企業団を除く。)で、累積欠損金の額は351.7億円に上ります。

事業別に見ると、病院事業が12事業と最も多く、水道事業が4事業、下水道及び介護サービス事業が各2事業、ガス、市場及び駐車場事業が各1事業となっています。

下記のグラフは、標準財政規模に対する累積欠損金の割合を表したのですが、累積欠損金の額は主に病院事業会計で増加傾向にあり、標準財政規模に占める割合も高くなっています。

標準財政規模に対する累積欠損金の割合

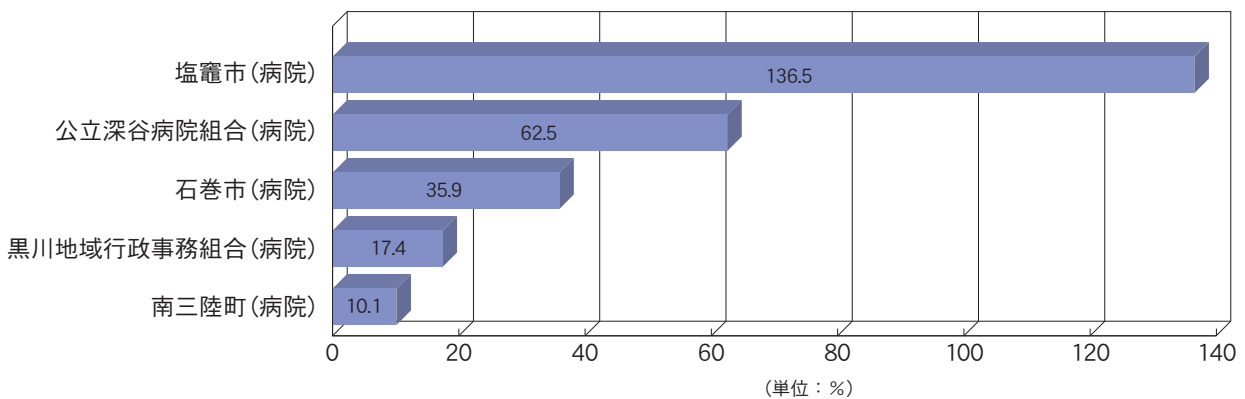


●医業収益に対する不良債務の割合（資金不足比率）

平成17年度末において、不良債務を有する事業は5事業ですべて病院事業です。不良債務の額は合計で52.8億円に上ります。

下記のグラフは、診療収入等(医業収益)に対する不良債務の割合を表しており、不良債務が生じた事業については、経営の健全化が必要です。

医業収益に対する不良債務の割合（資金不足比率）



用語解説

累積欠損金 営業活動によって生じた欠損金(赤字)が、複数年度にわたって累積したものを言います。

不良債務 一年以内に支払うべきもの(流動負債)の額が、一年以内に換金できるもの(流動資産)の額を超える場合その超える額を不良債務といい、一般的には資金不足を表しています。算出方法は以下のとおりです。

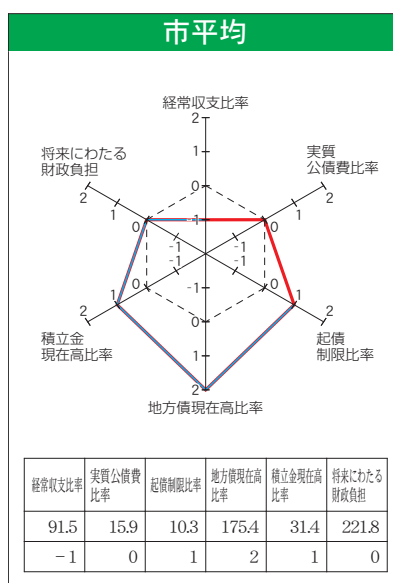
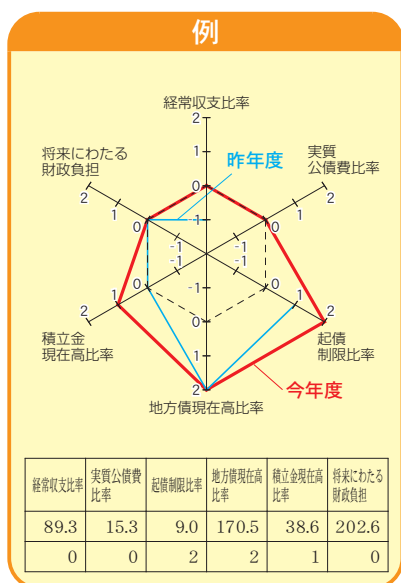
$$\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

第2章 市町村ごとの財政指標

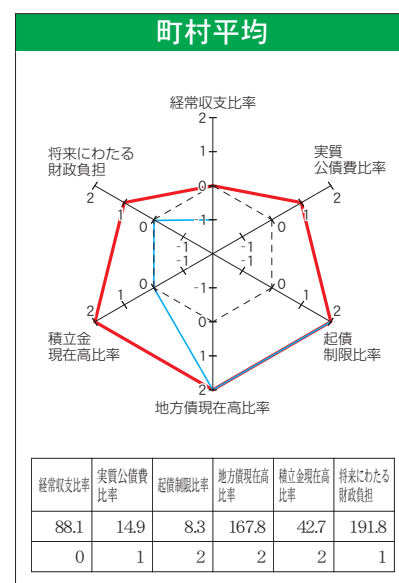
市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

- (1) このグラフでは、各市町村財政の現状を表す6種類(①經常収支比率、②実質公債費比率、③起債制限比率、④地方債現在高比率、⑤積立金現在高比率、⑥将来にわたる財政負担比率)のデータを用いて、各指標の警戒ラインと言われている数値と比較したもので、点線が警戒ライン、赤色(平成17年度)、青色(平成16年度)の実線が各団体の数値を示しています。なお、実質公債費比率については、昨年度まで使用していた公債費負担比率に代えて今年度から使用しているため、平成16年度のデータがありません。また、合併新市町については、全指標が平成17年度のみ表示されています。
- (2) 各財政指標の分類は、2(健全エリア)、1(準警戒エリア)、0(警戒エリア)、-1(危険エリア)の4段階に区分し、各市町村の赤色の実線が外側にあるほど財政状況がよいことを表し、理想的には、各財政指標の数値が分類の「2」で、正六角形となることが望めます。
- (3) 市町村ごとの財政指標(レーダーチャート・グラフ)を見る場合、①經常収支比率、②実質公債費比率及び③起債制限比率を市町村財政の現況を表すものとして、④地方債現在高比率及び⑤将来にわたる財政負担比率を市町村財政の将来の姿を予測するものとして見てください。また、⑥積立金現在高比率は、現時点及び将来にわたっての財源的な蓄えを表す指標です。

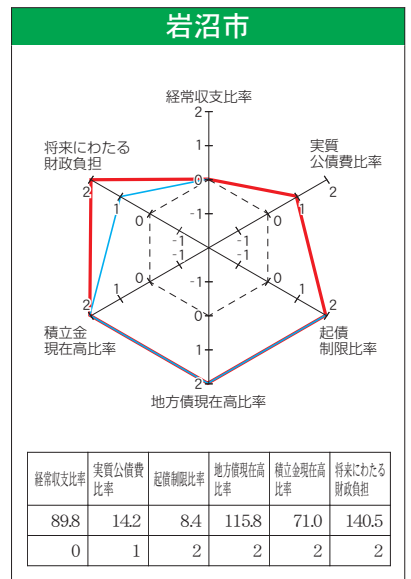
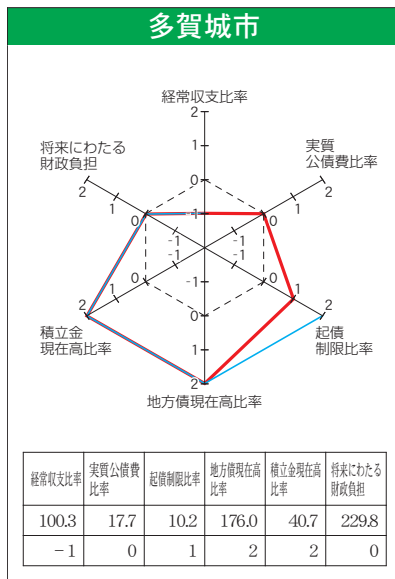
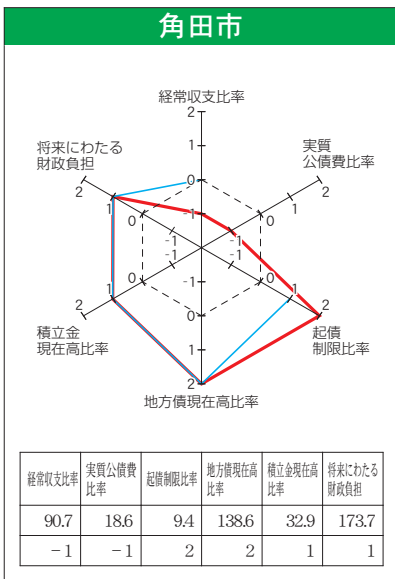
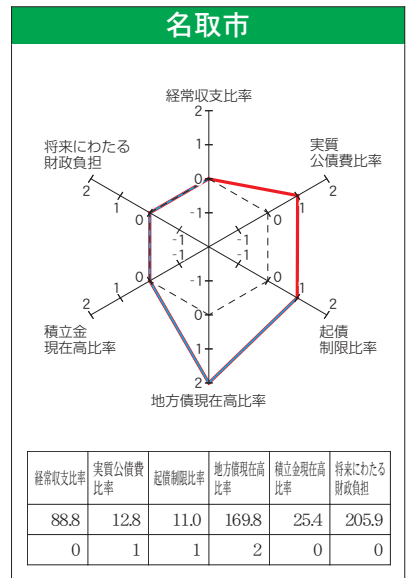
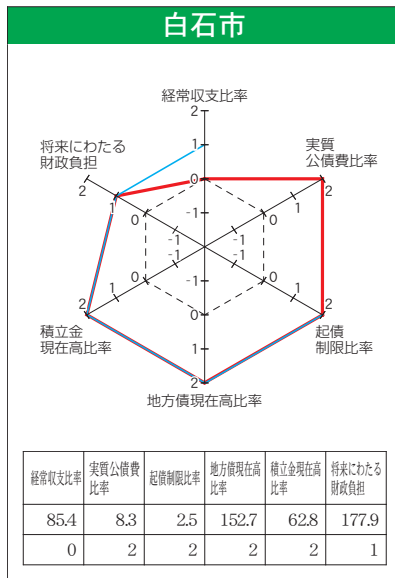
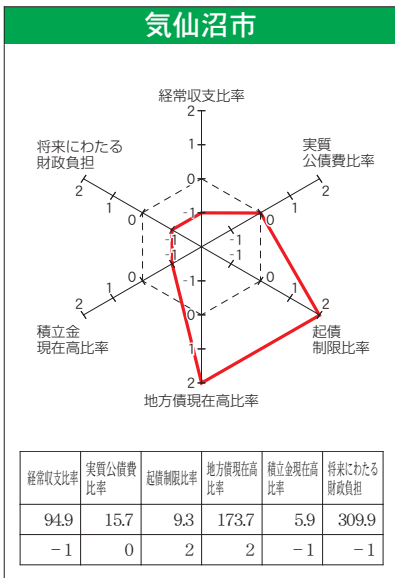
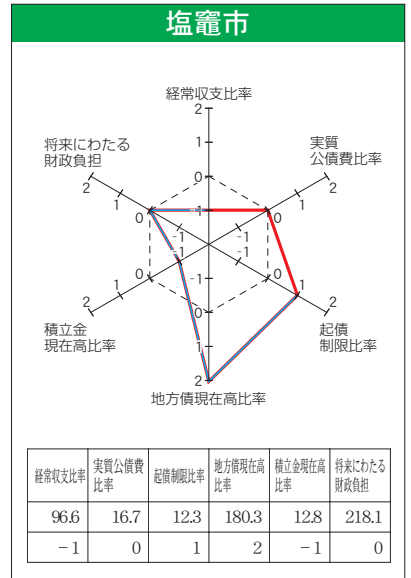
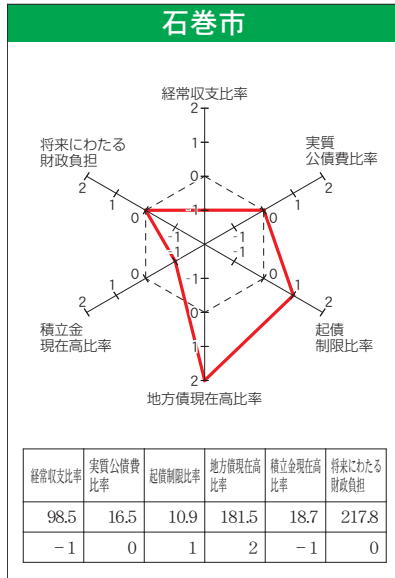
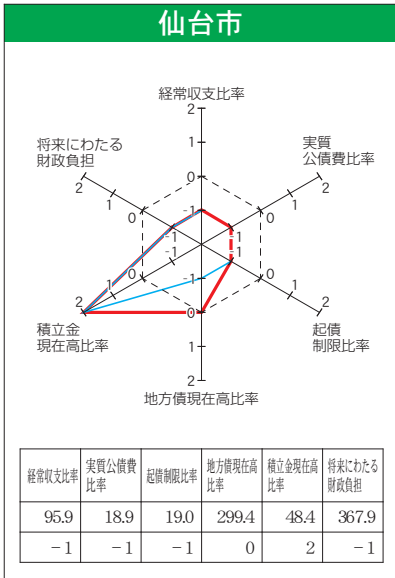
財政指標	2(健全エリア)	1(準警戒エリア)	0(警戒エリア)	-1(危険エリア)
經常収支比率(市)	80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上
經常収支比率(町村)	75%未満	75%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
実質公債費比率	10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 18%未満	18%以上
起債制限比率	10%未満	10%以上 13%未満	13%以上 15%未満	15%以上
地方債現在高比率	200%未満	200%以上250%未満	250%以上300%未満	300%以上
積立金現在高比率	40%以上	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	20%未満
将来にわたる財政負担比率	150%未満	150%以上200%未満	200%以上250%未満	250%以上

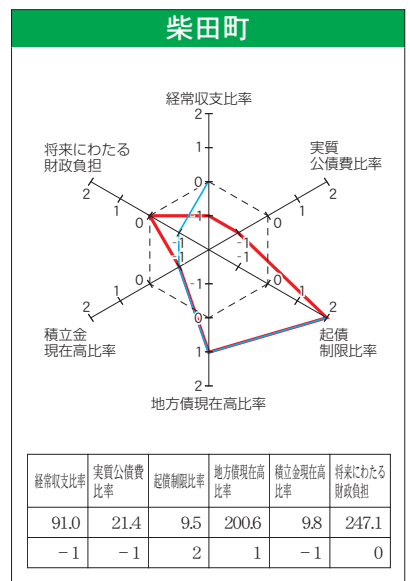
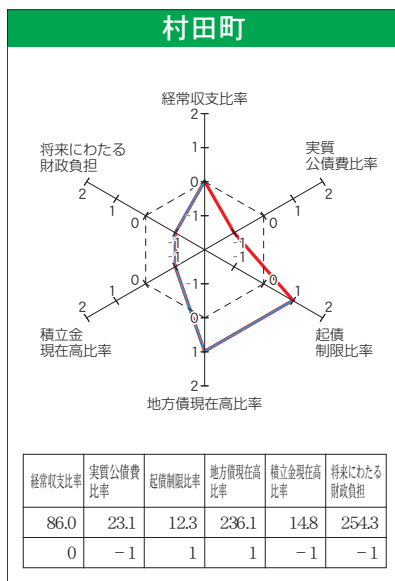
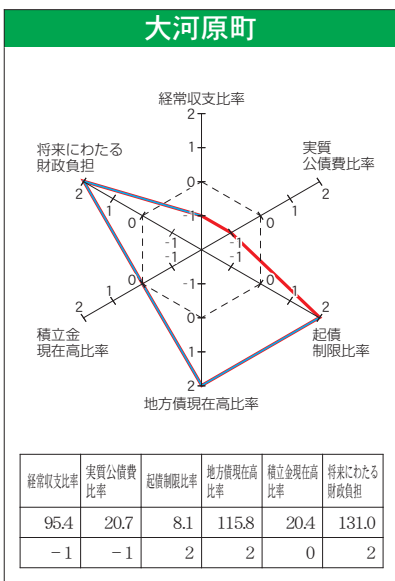
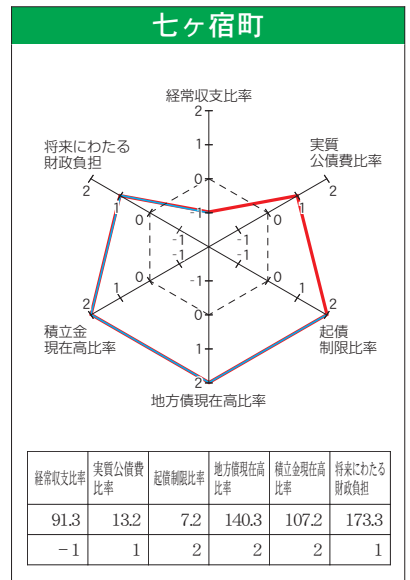
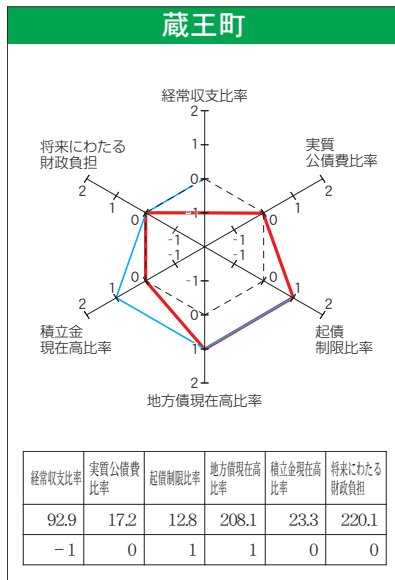
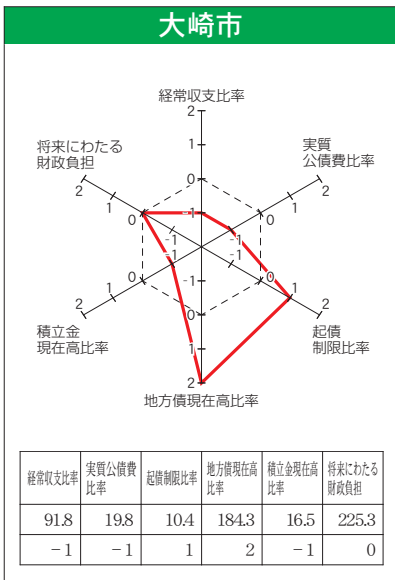
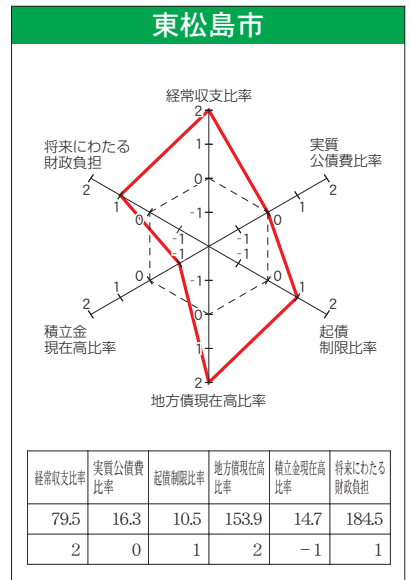
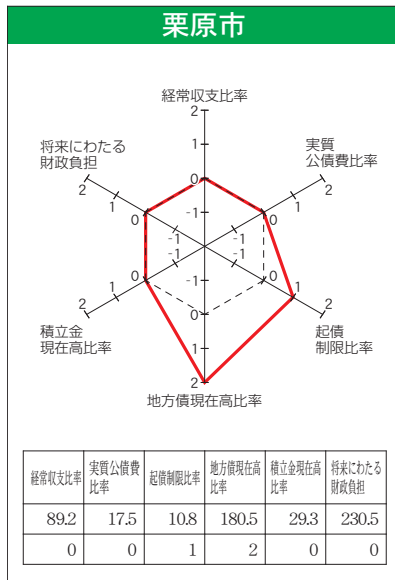
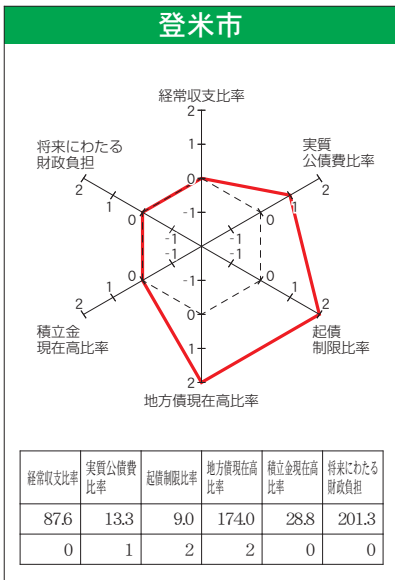


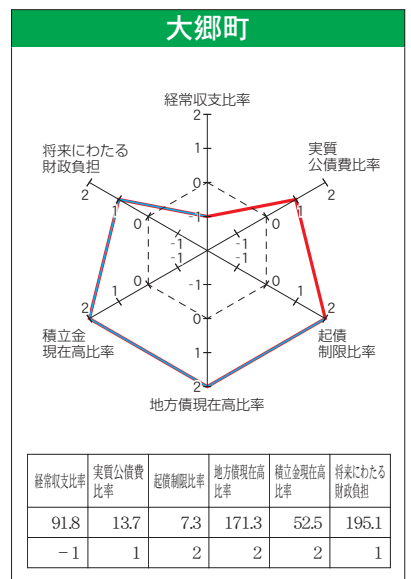
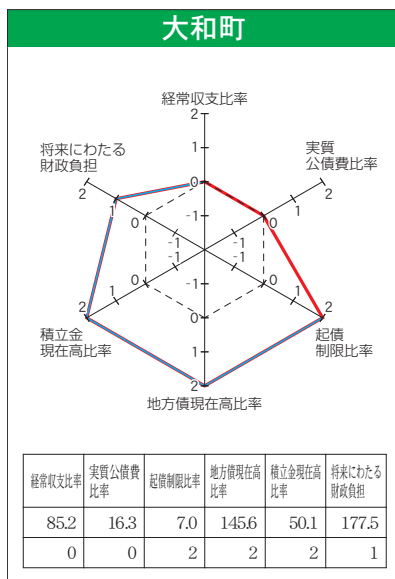
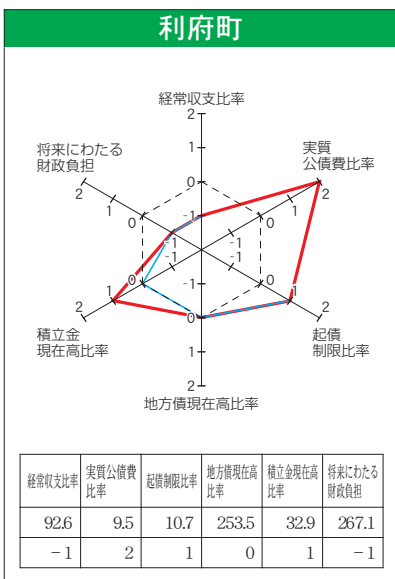
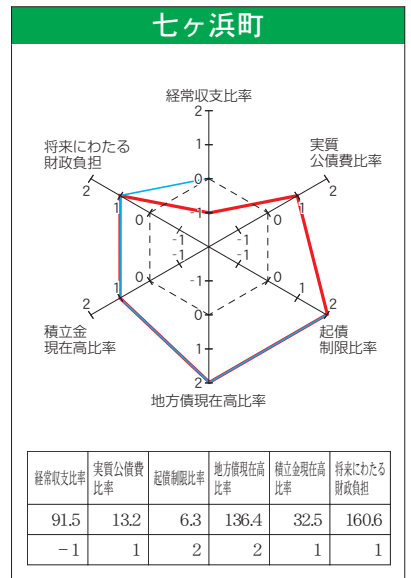
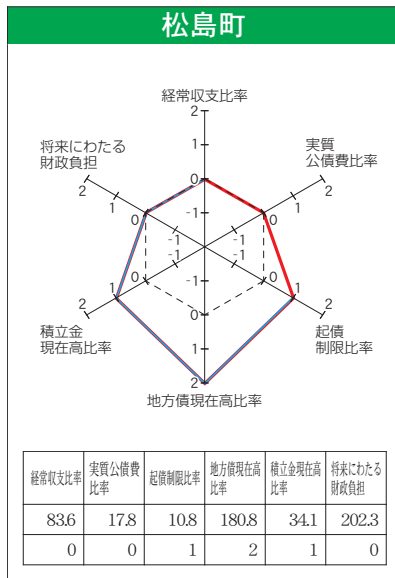
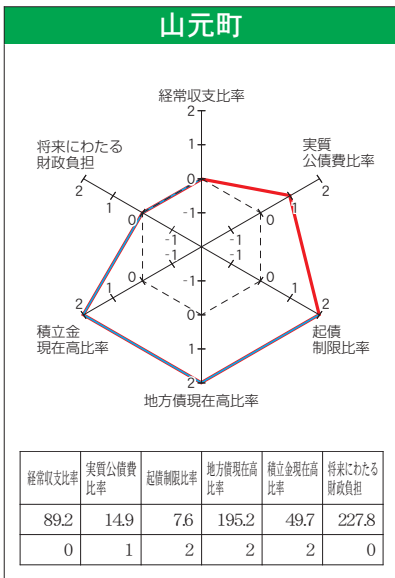
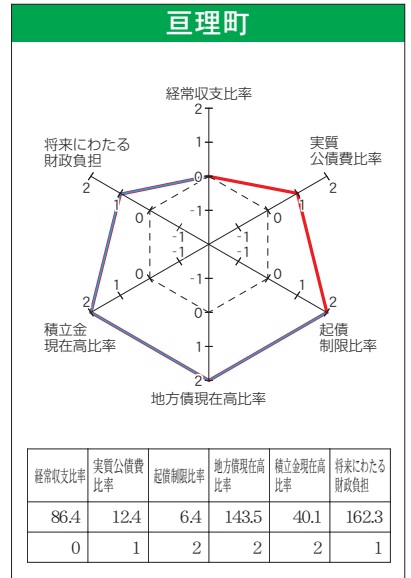
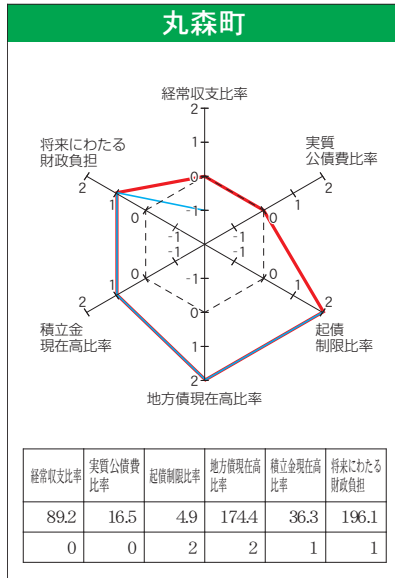
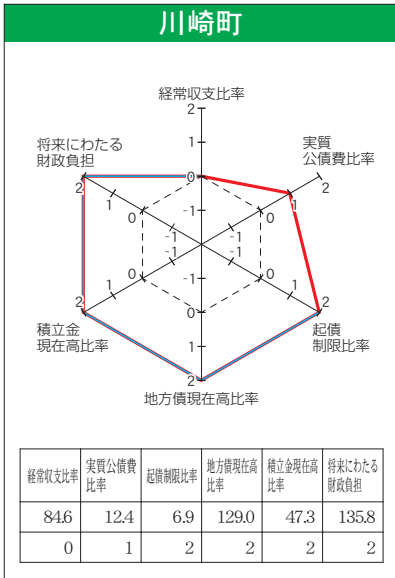
※単純平均

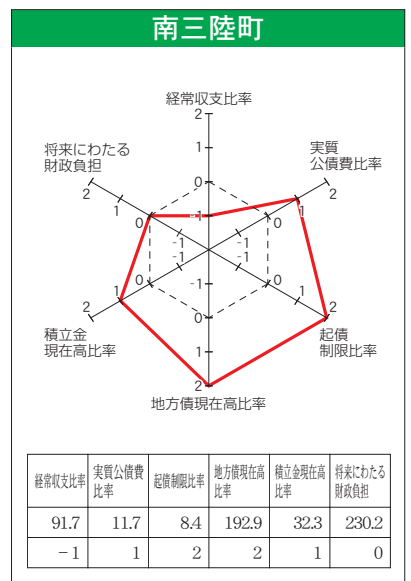
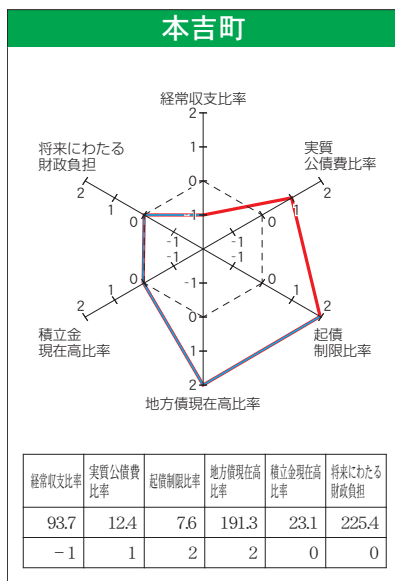
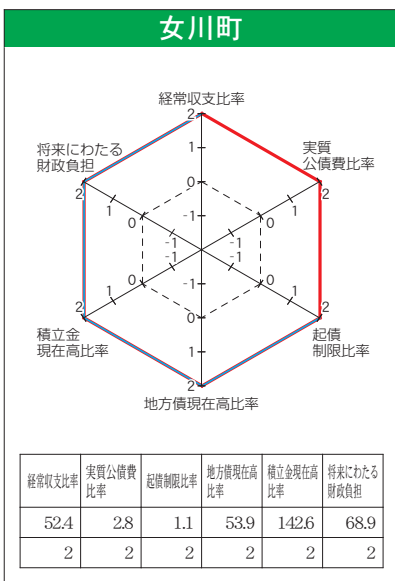
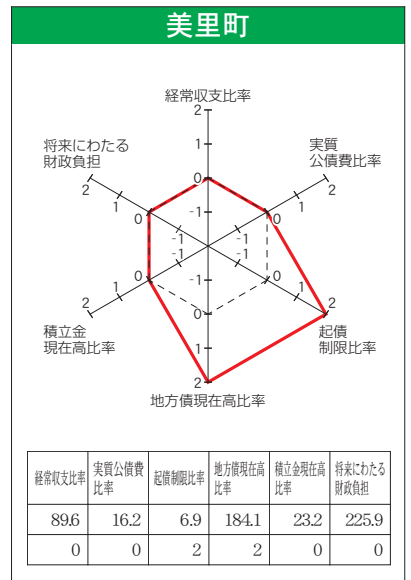
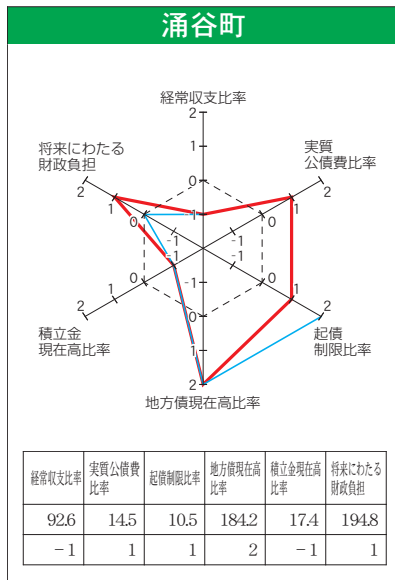
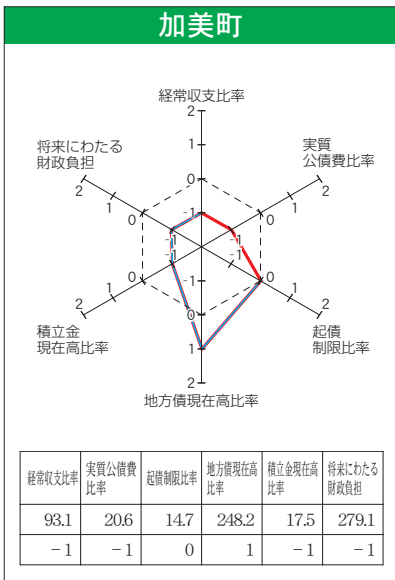
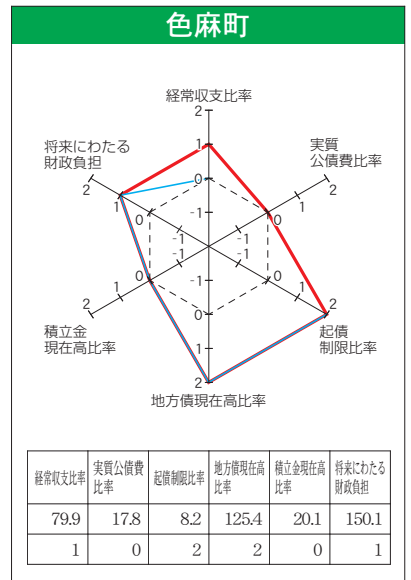
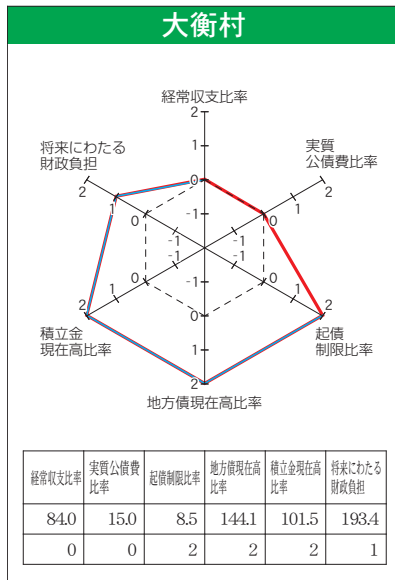
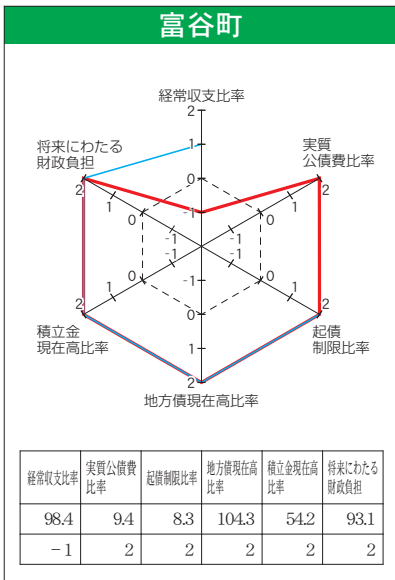


※単純平均









第3章 新しい地方財政再生制度

地方が自由に使える財源を増やし、自らの創意工夫と責任で政策を決定できるようにするため、「国から地方への税源移譲」、「国庫補助負担金の廃止削減」及び「地方交付税の見直し」の3つの改革を同時に行ういわゆる「三位一体の改革」の取組が進められてきました。

また、平成18年度から地方債制度が許可制から協議制に移行しました。これまで地方債の発行は、原則として禁止され、許可を受けることにより禁止が解除されるという制度でしたが、原則として自由に発行できるという制度に変わりました。

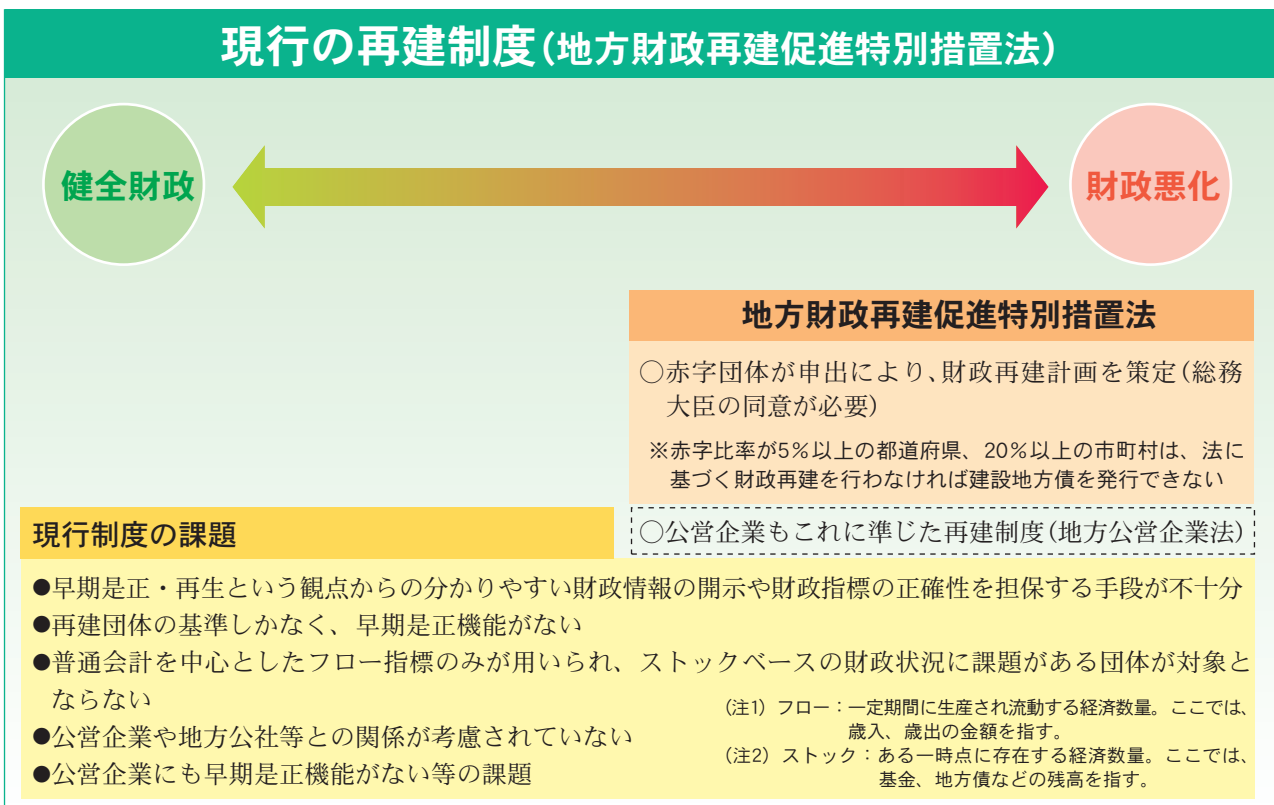
さらに、これらの制度改正や今後進められる地方分権改革により、国の定める様々な基準に縛られずに地方の自主性を発揮できる余地が拡大すると同時に、財政規律の確保について、地方の自己責任が厳しく問われるようになります。

現在、国で「新しい地方財政再生制度」の制度設計について議論が進められている背景には、以上のような動きがあります。

現行の地方公共団体の財政再建制度とその問題点

現在、地方公共団体の財政再建制度としては、普通会計を対象とした再建制度（地方財政再建促進特別措置法）と地方公営企業を対象とした再建制度（地方公営企業法）が、それぞれ独立して設けられています。

現行制度については、下の図のような問題点が指摘されています。



平成18年6月に北海道夕張市が地方財政再生促進特別措置法に基づく再生に向けて取り組むことを表明しました。観光事業会計等の公営企業会計や公社・第3セクターを含めた赤字の実態を、表面化することなく拡大させたことが、250億円を超える膨大な実質赤字を生じさせた最大の要因であると言われています。現行の再生制度の問題点と密接に関連している事例と言えます。

新しい地方財政再生制度について

総務省が設置した「新しい地方財政再生制度研究会」は、平成18年12月8日に公表した報告書において、現行制度の反省点を踏まえ、「新しい地方財政再生制度においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再生を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームを構築すべき」であるとの提言を行いました。

この提言を踏まえた法制化に向けた議論では、まず、潜在的なリスクも含めた中長期的な財政運営の健全化を図るという観点から、地方公営企業や地方公社、第3セクター等の状況も反映した、フロー・ストック両面の新たな財政指標を導入し、実質収支比率等の既存指標とともに活用すべきであるとしています。

再生法制において活用される予定の4つの指標

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

※①～③はフロー指標、④はストック指標。

※①及び③は既存の指標、②及び④は新設の指標。

その上で、指標が一定水準以上悪化した場合には、早期健全化スキームを通じて自主的な改善努力による財政健全化を目指します。団体は自ら財政健全化計画を策定・公表し、毎年度実施状況を公表しなければなりません。

それでも、さらにフロー指標が悪化し一定水準以上となった場合には、再生スキームによる財政の再生に取り組むこととなります。このスキーム（計画、しくみ）では、団体が、財政再生計画の策定に当たって総務大臣の同意を得ない場合には、地方債発行に制限が課せられるほか、計画と実際の財政運営が適合しない場合に、予算の変更等について総務大臣の勧告を受けるなど、様々な制約の下、計画の厳格な進行管理が行われます。

一方、公営企業会計については、上記スキームに組み入れられているほか、個々の公営企業についても、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定を義務づけることにより、上・下水道、病院などの経営悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないようにすべきであるとされています。

新しい地方財政再生制度の整備について

健全財政

財政悪化

指標の整備と情報開示の徹底

■指標整備と開示の徹底

- 各会計をカバーする新たなフロー指標及び公営企業、公社、第3セクター等の影響も含めたストック指標を導入
- 実質収支(赤字)比率等、既存指標も活用し、全団体の指標を公表
- 監査委員の審査に付した上で公表

公営企業の経営健全化

- 資金不足比率の公表
- 比率が基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定

財政の早期健全化

■自主的な改善努力による財政健全化

- 自ら財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て公表することを義務付け
- 実施状況は毎年度公表。全国的な状況も公表
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告
- 外部監査要求の義務付け

財政の再生

■国等の関与による確実な再生

- 財政再生計画(具体的な経費削減策等)を策定し、議会の議決を経て公表することを義務付け
- 外務監査要求の義務付け
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

財政情報開示の重要性

上記の内容を実行に移すため、平成19年の通常国会に法案が提出され議論されています。正式に法制化され、実際にスタートする(平成20年度決算から適用予定)までには、これまで説明してきた内容に修正が加えられる可能性があります。しかし、財政分析指標等を活用した、適切でわかりやすい財政情報の開示が、健全な財政運営の最も基本となる要素であることに疑いの余地はありません。公会計システムの充実と積極的な情報開示を通じ、住民やその代表である議会のチェック機能が十分発揮されることが、地方公共団体の財政規律の強化につながります。

財政運営のチェックポイント

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 経常収支比率は | 市部 80%未満
町村部 75%未満 |
| 2. 実質公債費比率は | 3ヵ年平均18%以上（起債許可団体） |
| 3. 普通税徴収率は | 95%以上 |
| 4. 積立金現在高比率は
（財政調整基金） | 標準財政規模の5%～10%程度 |

1 経常収支比率

地方公共団体における財政構造の弾力性を見るうえで最も重要な財政指標であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に税、交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。これが市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えてよい。

《算式》

$$\frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債}} \times 100$$

2 起債制限比率

普通会計の地方債元利償還金による財政の圧迫の度合いをみる指標。

《算式》

$$\left\{ \left(\frac{\text{15年度 } A + E - B - C - G}{\text{標準財政規模} + D - B - C - G} \right) + \left(\frac{\text{16年度 } A + E + F - B - C - G}{\text{標準財政規模} + D - B - C - G} \right) + \left(\frac{\text{17年度 } A + E + F - B - C - G}{\text{標準財政規模} + D - B - C - G} \right) \right\} \times \frac{1}{3} \times 100$$

(注)

A…地方債元利償還金充当一般財源（繰上償還分及び準公債費償還額を除く）

B…災害復旧費等に係る基準財政需要額

C…普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
（普通会計に属する地方債に係るものに限る。一部事務組合の地方債に係るものを除く）

D…臨時財政対策債発行可能額

E…PFI事業における債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源
（施設整備費、用地取得費に係るものに限る。）

F…五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源

G…事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

3 財政力指数

$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ で表わされ、この数値が大きい程財政力が強いとみることができる。

《算式》

$$\left(\frac{\text{平成15年度 基準財政収入額}}{\text{平成15年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成16年度 基準財政収入額}}{\text{平成16年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成17年度 基準財政収入額}}{\text{平成17年度 基準財政需要額}} \right) \times \frac{1}{3}$$

財政運営のチェックポイント(つづき)

4 標準財政規模

その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために必要な經常的一般財源の総量を示すものである。

《算式》 標準税収入額 + 普通交付税額

(注) 標準税収入額 = (基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全特別対策交付金)

$$\times \frac{100}{75} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全特別対策交付金}$$

5 実質公債費比率

平成18年度より地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、許可団体と協議団体を分ける基準の1つとして新たに設けられた指標。従来の起債制限比率では算入されていなかった「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち公債費に充当されたもの等を含めた「実質的な公債費」に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表す比率。平成15年度から平成17年度の単年度分をそれぞれ計算し、その値を3ヵ年平均したものが平成17年度決算の実質公債費比率となる。

18%以上の団体は起債許可団体となり、25%以上の団体は一部の起債が制限される。

《算式》

$$\text{実質公債費比率} = \left[\left\{ \frac{\text{15年度}}{(A+B) - (C+D)} \right\} + \left\{ \frac{\text{16年度}}{(A+B) - (C+D)} \right\} + \left\{ \frac{\text{17年度}}{(A+B) - (C+D)} \right\} \right] \times \frac{1}{3} \times 100$$

(注1)

A……………地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）

B……………地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C……………元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D……………地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E……………標準財政規模

F……………臨時財政対策債発行可能額

(注2)

準元利償還金……………①満期一括償還方式の地方債の1年当たりの元金償還金相当額

②公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金

③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金

④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）